

千葉県保安林制度施行要綱

平成 12 年 3 月 28 日農林部長決裁
最終改正 令和 8 年 2 月 2 日

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年 7 月 16 日法律第 87 号）により、改正となった森林法（昭和 26 年法律第 249 号）は、従来機関委任事務制度の中で実施していた民有林に係る保安林の指定及び指定の解除等の事務について、国と地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、住民に身近な保安林に関する権限の大部分が地方公共団体に移譲されることになった。

これに従い、知事に移譲されることになった事務（以下「自治事務」という。）の処理について定めるものとする。

(目的)

第 2 条 この要綱は、自治事務に係る保安林の指定若しくは解除、指定施業要件の変更及びその他の保安林制度の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

ただし、森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）、森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号。以下「令」という。）、森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号。以下「規則」という。）、その他の法令に定めのあるものはそれによるものとする。

(保安林の種類)

第 3 条 法第 25 条第 1 項第 4 号から第 11 号までに掲げる目的を達成するための民有保安林は、次の 14 種とする。

- (1) 飛砂防備保安林
- (2) 防風保安林
- (3) 水害防備保安林
- (4) 潮害防備保安林
- (5) 干害防備保安林
- (6) 防雪保安林
- (7) 防霧保安林
- (8) なだれ防止保安林
- (9) 落石防止保安林
- (10) 防火保安林
- (11) 魚つき保安林
- (12) 航行目標保安林
- (13) 保健保安林
- (14) 風致保安林

(保安林の機能)

第 4 条 前条で定める保安林の種類ごとの機能等は別表 1 のとおりとする。

第2章 保安林の指定

(保安林の指定に直接の利害関係を有する者の範囲)

第5条 法第27条第1項に規定する、保安林の指定に直接の利害関係を有する者については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 保安林の指定に係る森林の所有者その他権原に基づきその森林の立木竹又は土地の使用又は収益をする者
- (2) 保安林の指定により直接利益を受ける者又は現に受けている利益を直接害され、若しくは害されるおそれがある者

なお、「保安林の指定により直接利益を受ける者」については、別表2を基本的な考え方とし、現地の実態も踏まえながら適切に対処するものとする。

(指定の申請書に添付する書類等)

第6条 規則第48条第1項第2号に規定する申請者が当該申請に係る指定に直接の利害関係を有する者であることを証する書類は、次の各号による。

- (1) 当該申請者が当該申請に係る森林の所有者である場合

ア 当該申請に係る森林の土地が登記されている場合

(ア) 当該申請者が、登記簿に登記された所有権、地上権、貸借権その他の権利の登記名義人（以下「登記名義人」という。）である場合には、登記事項証明書（登記記録に記録されている事項の全部を証明したものに限る。）

(イ) 当該申請者が、登記名義人でない場合には、登記事項証明書（登記記録に記録されている事項の全部を証明したものに限る。）及び公正証書、戸籍の謄本又は売買契約書の写しその他当該申請者が当該森林の土地について登記名義人又はその承継人から所有権、地上権、貸借権その他の権利を取得していることを証する書類

イ 当該申請に係る森林の土地が登記されていない場合

固定資産課税台帳に基づく証明書その他当該申請者が当該森林の土地について、その上に木竹を所有し、及び育成することにつき正当な権限を有する者であることを証する書類

- (2) 当該申請者が当該申請に係る森林の所有者以外の者である場合

当該申請により森林の保安機能が維持強化又は弱化されることによって、直接利益又は損失を受けることとなる土地、建築物その他の物件（以下「土地等」という。）につき権利者であることを証する登記事項証明書その他当該土地等について正当な権限を有する者であることを証する書類

- 2 規則第48条第1項第1号の規定により申請書に添付する森林の位置図及び区域図は、原則として地域森林計画の森林計画図の写し及び公図とする。なお、申請区域が1筆の土地の一部の場合は、当該区域の実測図を添付する。
- 3 知事は、申請が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求め、補正することができないものであるときは、当該申請者に対し、理由を付した書面を送付して、却下するものとする。
- 4 知事は、指定の申請に対し、指定をしない旨の処分をした場合には、遅滞なく申請者に対し指定をしない旨及びその理由を記載した書面を送付して通知するものとする。

(指定の調査等)

第7条 知事は、保安林の指定に際しては、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、次の書類を作成の上、指定の適否を判断するものとする。この場合において、当該森林の所在地を管轄する市町村長並びに森林所有者及び当該森林に関し登記した権利を有する者の当該指定に関する意見を聴くものとする。

- (1) 指定調書
- (2) 指定調査地図
- (3) 位置図
- (4) その他必要な書類

2 前項第4号の書類には、次に掲げる書類を含むものとする。

- (1) 千葉県森林審議会に諮問した場合にあってはその答申書の写し
- (2) 申請に係る森林が国有林である場合にあっては当該国有林を管理する国の機関の長(国有林野、国庫帰属森林又は官行造林地にあっては、所轄の森林管理局長)の意見
- (3) 当該森林の現況を明らかにする写真
- (4) 当該指定について森林所有者又は当該森林に関し登記した権利を有する者に異議がある場合にあっては、それらの者の氏名(法人にあっては名称)、当該森林の所在場所、異議の内容及び理由その他必要な事項を記載した書面

3 知事は、民有林について申請をする場合において、当該指定の区域が1筆の土地の一部であるときは、当該区域の実測図を作成し、又は調査地図に地形地物を表示し、後日において現地を明瞭に確認できるようにしておくものとする。

(保安林予定森林に関する公告)

第8条 法第30条の2の規定による掲示の内容は、保安林予定森林の告示の内容に準ずるものとする。

2 法第30条の2の規定による森林所有者等への通知は、保安林予定森林の森林所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者の氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)及び住所を調査した後に行うものとする。

なお、登記した権利を有する者は現に登記簿、立木登記簿又は鉱業原簿に登記(登録)されている権利の登記(登録)名義人(当該名義人が森林所有者である場合を除く。)である。

3 法第30条の2の規定による森林所有者等への通知には、保安林に指定する旨並びに保安林予定森林の所在場所、当該指定の目的及び保安林の指定後における当該森林に係る指定施業要件のほか、次の事項を含めるものとする。

- (1) 同一の単位とされる保安林において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積(保安林の面積の異動等により変更することがある旨を付記するものとする。)
- (2) 伐採種を定めない森林においてする主伐は、皆伐によることができる旨
- (3) 標準伐期齢
- (4) 指定施業要件に従って樹種又は林相を改良するために伐採するときは、伐採跡地の植栽について条件を付することがある旨
- (5) その他必要な事項

4 知事は、保安林予定森林に係る区域が1筆の土地の一部である場合には、法第30条の2の規定による通知書に当該部分を明示した図面を添付するものとする。

5 知事は保安林指定告示附属明細書を、保安林台帳に準じて保管するものとする。

- 6 知事は、法第27条第1項の規定による申請があった後、法第33条第6項において準用する法第33条第1項の規定による告示を行うまでの間に、当該申請に係る森林について所在場所の名称又は地番の変更があったときに、当該変更が法第30条の2の規定による告示を行う以前であるものについて、当該変更前の所在場所の名称又は地番により告示がなされている場合にあっては、当該告示の訂正を行うものとする。
- 7 法第30条の2第1項で規定する告示は、千葉県報で行うものとする。
- 8 指定目的の変更のためにする指定は、現に定められている指定目的に係る保安林の解除と同時又は解除前に行うものとする。この場合において、法第30条の2及び法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による通知書には、指定目的の変更のためにする指定である旨を付記するものとする。
- 9 現に保安林に指定されている森林について、その指定の目的以外の目的を達成するため重ねて保安林に指定する場合（以下「兼種保安林の指定」という。）における法第30条の2及び法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による通知書には、従前の指定目的に新たな目的を追加するための指定である旨を付記するものとする。

（保安林予定森林に関する公告等の取り消し）

第9条 法第30条の2の規定による保安林予定森林について、事情の変更その他の理由により指定を取り止める場合には、当該保安林予定森林に係る法第30条の2の規定による告示、掲示及び通知を取り消すものとする。

（意見書及び添付書類）

第10条 法第32条第1項の規定による意見書は、意見に係る森林及び理由が共通である場合に限り連署して提出することができるものとする。

- 2 法第32条第1項の意見書を出した者が当該意見書の提出に係る保安林の指定に直接の利害関係を有する者であるか否かの判断は、第5条及び第6条の規定を準用するものとする。

（意見書の受理）

第11条 知事は、意見書の提出が、法第32条第1項に規定する期間内に提出され形式的な要件を具備している場合は受理するものとする。なお、意見書が形式的な要件を具備していない場合のものであって補正することが可能な場合には相当の期間を定めて、その補正を書面で指示し、要件を具備していないものであって補正が不可能な場合及び意見書提出者が補正の指示に応じない場合は、理由を付した書面を送付して意見書を却下するものとする。

（意見聴取会の期日等の通知）

第12条 法第32条第3項の通知書には、同項に規定された事項のほか、次の各号を記載するものとする。

- (1) 意見聴取会の開始日時
- (2) 意見書提出者が自ら意見聴取会に出席できない事情がある等代理人をして意見の陳述をさせようとするときは、代理人1人を選任し、当該選任に係る代理人の権限を証する書面をあらかじめ提出すべき旨
- (3) 陳述の時間を制限する必要があるときは、1人の意見書提出者の陳述予定時間
- (4) 意見聴取会当日には当該通知書を持参すべき旨

(意見聴取会の期日等の公示)

第13条 法第32条第3項の規定による公示は、千葉県報に掲載してするとともに関係市町村の事務所及び意見の聴取の場所に掲示するものとする。

(意見聴取会の運営等)

第14条 法第32条第2項に基づく意見の聴取会は、知事又はその指名する者が議長として主宰するものとする。

- 2 議長の指名は、意見の聴取を行う日の前日までに指定書を交付して行うものとする。
- 3 意見書を提出した者がその代理人を意見聴取会に出席させようとするときは、代理人一人を選任し、当該選任に係る代理人の権限を証する書面に代理人の氏名及び住所を記載して、これを意見聴取会の開始前に議長又は議長の指名する者に提出しなければならない。
- 4 議長は、意見聴取会において、出席した意見書提出者又はその代理人（以下「意見書提出者等」という。）に異議の要旨及び理由を陳述させるものとする。ただし、議長は、その者が正当な理由がないのに異議の要旨及び理由を陳述しないと認めるときは、その者がその陳述をしたものとして意見聴取会の議事を運営することができる。
- 5 議長は、意見聴取会の議事の運営上必要があると認めるときは、意見書提出者等の陳述について、その時間を制限することができる。
- 6 意見書提出者等は、発言しようとするとときは、議長の許可を受けなければならない。
- 7 議長は、特に必要があると認めるときは、意見聴取会を傍聴している者に発言を許可することができる。
- 8 前2項の規定により発言を許可された者の発言は、その意見の聴取に係る案件の範囲を越えてはならない。
- 9 第5項の規定によりその陳述につき時間を制限された者がその制限された時間を超えて陳述したとき、又は第6項若しくは第7項の規定により発言を許可された者が前項の範囲を越えて発言し、若しくは不穏な言動があったときは、議長は、その者の陳述若しくは発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
- 10 議長は、意見聴取会の秩序を維持するために必要があるときは、その秩序を乱し、又は不穏な言動をした者を退場させることができる。
- 11 議長は、意見聴取会の終了後遅滞なく意見聴取会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに記名するものとする。

(指定の通知)

第15条 法第33条第6項において準用する法第33条第3項の規定による森林所有者等への保安林の指定の通知（以下「指定通知」という。）は、次の各号により行うものとする。

- (1) 法第30条の2の規定による保安林予定森林の通知をした森林所有者に異動があった場合には、新森林所有者を通知の相手方とする。
- (2) 指定通知の内容が法第30条の2の規定による保安林予定森林の通知の内容と同一である場合には、森林所有者に異動があった場合を除き、通知書に保安林予定森林についての通知の内容と同一である旨を記載すれば足りるものとする。
- (3) 指定に係る森林が1筆の土地の一部である場合には、指定通知に当該部分を明示した図面を添付するものとする。ただし、森林所有者に異動があった

場合を除き、当該区域が保安林予定森林の区域と同一である場合には、この限りでない。

- 2 法第25条の2第2項の規定により指定をしたときは、当該処分の内容その他必要な事項を当該保安林の所在地を管轄する市町村長に通知するものとする。
- 3 指定目的の変更のためにする指定及び兼種保安林の指定に係る指定通知については、第8条第8項及び同条第9項を準用するものとする。

(地目の変更)

第16条 知事は、保安林の指定をしたときは、管轄法務局の局長又は支局長若しくは出張所長に土地の地目を保安林に変更するよう通知するものとする。

第3章 保安林の指定施業要件の決定

(指定施業要件を定める場合の単位)

- 第17条** 法第33条第6項において準用する法第33条第1項の指定施業要件は、その指定の目的に係る受益の対象が同一である保安林（以下「同一の単位とされる保安林」という。）又はその集団を単位として定めるものとする。
- 2 法第33条第6項において準用する法第33条第1項の指定施業要件のうち、立木の伐採の方法、立木を伐採した後において当該伐採跡地について行う必要のある植栽の方法及び期間並びに樹種（以下「植栽の方法等」という。）については、当該森林の地況、林況等を勘案して地番の区域又はその部分を単位として定めるものとする。

(主伐に係る伐採の方法)

第18条 法第33条第6項において準用する法第33条第1項により指定施業要件として定める立木の伐採の方法は、令別表第2の第1号によるほか次の各号によるものとする。

- (1) 令別表第2の第1号（一）の主伐に係る伐採の方法のうち伐採種については、森林の地況、林況等を勘案して地番の区域又はその部分を単位として、別表3により定めるものとし、伐採をすることができる立木は、標準伐期齢以上のものとする旨を定めるものとする。
- (2) 保安林の機能の維持又は強化を図るために樹種又は林相を改良することが必要であり、かつ、当該改良のためにする伐採が当該保安林の指定の目的の達成に支障を来さないと認められるときは、前号以外の方法によっても伐採をすることができる旨（以下「伐採方法の特例」という。）を定めることができる。伐採方法の特例は、当該保安林の樹種若しくは林相を改良する必要が現に生じている場合又はこれが10年以内に生ずると見込まれる場合に限り定め得るものとし、指定の日から10年を超えない範囲内で当該特例の有効期間を定めるものとする。

なお、伐採方法の特例のうち伐採種については、択伐とする森林については伐採種を定めないとすることができるものとし、禁伐とする森林については択伐とすることができるものとする。

(間伐の指定)

第19条 間伐の指定は、主伐に係る伐採種を定めない森林、択伐とする森林で択伐林型を造成するための間伐を必要とするもの及び禁伐とする森林で保育のために間伐をし

なければ当該保安林の指定の目的を達成することができないものについて定めるものとする。

なお、択伐林型を造成するための間伐には、択伐林型を新たに造成する場合のほか、択伐林型の準備段階や造成途中にある場合、択伐林型の下木の造成に必要な上木を間伐する場合を含むものとする。

(伐採の限度)

第20条 法第33条第6項において準用する法第33条第1項の指定施業要件のうち、立木の伐採の限度については、令別表第2の第2号によるほか次の各号によるものとする。

(1) 令別表第2の第2号(一)イの伐採の限度のうち1伐採年度において皆伐による伐採をすることができる面積に係るものは、指定施業要件を定めるについて同一の単位とされる保安林又はその集団のうち当該指定施業要件としてその立木の伐採につき択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積を令別表第2の第2号(一)イに規定する伐期齢に相当する数で除して得た面積(以下この条において「総年伐面積」という。)に前伐採年度における伐採につき法第34条第1項の許可(以下「立木伐採許可」という。)をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合には、その達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする旨を定めるものとする。

(2) 令別表第2の第2号(一)ロの1箇所当たりの皆伐面積の限度は、原則として飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林について定める。なお、当該限度は10ヘクタール以下の範囲内において伐採跡地からの土砂の流出の危険性、急激な疎開による周辺の森林への影響等に配慮して個別にきめ細かに定めるものとする。

なお、保安林等の指定を円滑に進めるため、皆伐面積の限度を定める際には森林所有者の意向を十分に把握するものとする。

(3) 第18条第2号により、伐採種を定めないものとされた保安林に係る1箇所当たりの皆伐面積の限度は定めないものとする。

(4) 令別表第2の第2号(一)ニの択伐の限度は、伐採の方法として択伐が指定されている森林及び伐採種を定めない森林に対して適用するものとする。

(5) 規則第56条第3項に規定する保安林又は保安施設地区の指定後最初に択伐による伐採を行う森林についての択伐率の算出に用いる係数は、当該森林における標準伐期齢以上の立木の材積が当該森林の立木の材積の30パーセント(伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林につき、保安林又は保安施設地区に指定後最初に択伐による伐採をする場合には、40パーセント)以上である森林にあっては当該森林の立木度、その他の森林にあっては当該森林の標準伐期齢以上の立木の材積が当該森林の立木の材積の30パーセント(伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林につき、保安林又は保安施設地区に指定後最初に択伐による伐採をする場合には、40パーセント)以上となる時期において推定される立木度とする。この場合において、推定立木度は、保安林の指定時における当該森林の立木度を将来の成長状態を加味して±10分の1の範囲内で調整して得たものとする。

なお、立木度は、現在の林分蓄積と当該林分の林齢に相応する期待蓄積と

を対比して10分率をもって表わす。ただし、蓄積を計上するに至っていない幼齢林分については蓄積に代えて本数を用いる。

(植栽の方法)

第21条 法第33条第6項において準用する法第33条第1項の指定施業要件のうち、植栽の方法等については、令別表第2の第3号によるほか、次の各号によるものとする。

- (1) 令別表第2の第3号は、立木を伐採した後において現在の森林とおおむね同等の保安機能を有する森林を再生する趣旨で設けられたものであるから、植栽以外の方法により的確な更新が期待できる場合には、これを定めないものとする。この場合において、人工造林にかかる森林及び森林所有者が具体的な植栽計画をたてている森林については、原則として定めるものとする。
- (2) 規則第57条第1項の「満1年未満の苗にあっては、同一の樹種の満1年以上の苗と同等の根元径及び苗長を有するものであること」については、千葉県林業種苗法施行細則（昭和46年規則第59号）及び千葉県林業用種苗生産実態調査要領（昭和55年施行）に定められている2年生以上の苗の根元径及び苗長と比較することをもって、満1年未満の苗が同一樹種の満1年以上の苗と同等の根元径及び苗長を有していることの妥当性を判断するものとする。
なお、樹盛が旺盛である、根張りが良い、損傷がない等植栽しようとする苗が健全であることに留意するものとする。
- (3) 保安林において満1年未満の苗を植栽しようとする場合は、苗を生産する事業者等に苗齢並びに根元径及び苗長を表示した林業種苗法（昭和45年法律第89号）第18条第1項に規定する生産事業者表示票を確実に添付するよう指導し、当該表示票を確認する方法等により、書面を中心として苗齢並びに根元径及び苗長を確認するものとする。
- (4) 規則第57条第2項柱書の付録第8の「当該森林において、植栽する樹種ごとに、同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される1ヘクタール当たりの当該森林の単層林の立木の材積を標準伐期齢で除して得た数値」は、原則として当該森林の森林簿又は、森林調査簿（以下「森林簿等」という。）に示されている植栽樹種に係る地位級（樹種別に伐期総平均成長量を立方メートル単位の等級に区分したもの）をもつて表すものとする。

ただし、当該森林の森林簿等に植栽する樹種に係る地位級が示されていない場合にあっては、近傍類似の森林の森林簿等に示されている当該樹種又は当該樹種と同等の生育が期待される樹種に係る地位級を、当該森林の森林簿等に示されている植栽する樹種に係る地位級が、当該樹種の伐期総平均成長量と異なる場合にあっては、当該地位級に代えて当該樹種の伐期総平均成長量の数値を、規則付録第8の算式のVに代入して植栽本数を算出するものとする。

なお、規則付録第8の算式の算出結果は、次表のとおりである。

付録第8の算式による植栽本数

V	5	6	7	8	9	10	11	12
$(5/V)^{2/3}$	1.000	0.886	0.800	0.732	0.676	0.630	0.592	0.558
植栽本数	3,000	2,700	2,400	2,200	2,100	1,900	1,800	1,700

V	1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	1 8	1 9	2 0
$(5/V)^{2/3}$	0.529	0.504	0.481	0.461	0.443	0.426	0.411	0.397
植栽本数	1,600	1,600	1,500	1,400	1,400	1,300	1,300	1,200

(5) 規則第57条第2項第1号において、規則付録第8の算式により算出された本数が3,000本を超える場合の植栽本数は、3,000本とする。

(6) 規則第57条第2項第2号について、次の条件に適合する場合の植栽本数は、植栽本数を定めようとする保安林が所在する市町村の市町村森林整備計画に定められている人工造林の標準的な方法に基づく本数であって、当該市町村のおおむね過半の区域において、特定の森林所有者等に偏ることなく幅広い関係者が施業した実績のある施業方法に基づく本数であり、かつ当該林分における保育作業（鳥獣害対策を含む。）の実績から、確実に更新を図ることが可能であると見込まれる本数とするものとする。

ただし、植栽本数を定めようとする保安林が、2以上の市町村にわたり、かつこれらの市町村の市町村森林整備計画に差異があることによって、当該保安林の一体的な整備が妨げられる場合にあっては、市町村森林整備計画に代えて地域森林計画に定められている人工造林の標準的な方法に基づく本数とすることもできる。

ア 「地盤が安定し、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがなく」については、急傾斜地である等個々の保安林の地形や土壤の現況からして、土砂の流出又は崩壊が発生しやすいものでないことなど、植栽本数を減じることによって、周囲の森林に影響を与えるおそれがない場合とする。

イ 「自然的・社会的条件からみて効率的な施業が可能である」ことについては、自然的条件にあっては、地形、気象、土壤等の要因から苗の活着及び生育に不向きな立地ではないこと、社会的条件にあっては、植栽本数を定めようとする森林へのアクセスに問題がなく、伐期に至るまで間伐等の施業が継続的に実施されているなど植栽後の苗の管理が適切に実施できる立地であることについて確認するものとし、植栽後に効率的な施業が可能である場合とする。

(7) 令別表第2第3号(三)の「経済的利用に資することができる樹種」については、当該保安林の指定目的、地形、気象、土壤等状況及び樹種の経済的特性を踏まえて、木材生産に資することができる樹種に限らず、幅広い用途の経済性の高い樹種を定めることができるものとし、例示すれば次のような樹種が含まれる。

ア 木材生産に資する樹種の例

スギ、ヒノキ等

イ 高木性の広葉樹の例

クヌギ、コナラ、シイ等

ウ 深根性の樹種の例

ケヤキ、カシ、アカマツ、クロマツ等

エ 趣のある林相を構成する樹種の例

ヤマザクラ、カエデ等

オ 防火等特定の指定目的の達成のために必要とされる樹種の例

ヤマモモ等

(8) 早生樹をはじめ、造林樹種として新たに普及を行う樹種を指定する場合は、当該樹種が保安林の指定目的、地形、気象、土壤等の状況及び経済的特性等の観点から適切であることについて、必要に応じて、試験研究機関や大学等

の学識経験者の助言を聞くものとする。

- (9) 全ての樹種を明示して指定することが困難な場合には、当該森林の保安機能の維持又は強化を図るために植栽を奨励すべき樹種を極力明示した上で、その他の樹種については「当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の広葉樹」等の客観的な判断が可能な記載方法により、明示することが困難な樹種を包括的に指定することができるものとする。ただし、伐期総平均成長量が6以上の樹種については、極力樹種名を明示して指定すること。

第4章 保安林の指定施業要件の変更

(指定施業要件の変更)

第22条 知事は、法第33条第6項において準用する法第33条の2第1項に基づく指定施業要件の認定又は同条第2項により申請された指定施業要件の変更を、次の各号のとおり行うものとする。

- (1) 災害の発生等に伴い保安林に係る指定施業要件を変更しなければ、当該保安林の指定の目的を達成することができないと認められるに至った場合には、法第33条の2第2項の指定施業要件を変更すべき旨の申請がなくとも、同条第1項の規定による指定施業要件の変更を遅滞なく行うものとする。
- (2) 森林所有者から規則第72条第1号の規定による認定を求められた場合において、当該保安林について現に指定施業要件として定められている植栽の方法、期間又は樹種が当該伐採跡地の的確な更新を図る上で実情に即しないと認められるときであって、法第33条の2第1項の規定により当該指定施業要件を変更することにより植栽が可能となり、かつ当該変更をする時間的な余裕があるときは、指定施業要件の変更の手続を行うものとする。現地の状況に著しい変化が生じたため植栽が不可能となった場合又は指定施業要件を変更する時間的な余裕がない場合は、規則第72条第1号の規定による認定を行うものとし、指定施業要件の変更をすべきものについては、その後、遅滞なく同様の手続を行うものとする。
- (3) 指定施業要件として植栽が定められている保安林については、法第34条第2項の許可（以下「作業許可」という。）又は規則第63条第1項第5号の協議（以下「作業協議」という。）の同意を伴う場合であって保安機能の維持上問題がないと認められるときは、当該指定施業要件を変更し、当該許可又は当該同意の際に条件として付した行為の期間内に限り植栽することを要しない旨を当該指定施業要件とができるものとする。

(指定施業要件の変更を要しない行為)

第23条 次の各号に掲げる行為について許可等をした場合については、植栽期間内に植栽することが困難になると認められる場合を除き、指定施業要件の特例を定めるための指定施業要件の変更は要しないものとする。

- (1) 法第30条の2の告示の日から30日を経過し、かつ、法第32条第1項の意見書の提出がない解除予定保安林において規則第48条第2項第1号及び第2号の計画書の内容に従い実施する行為
- (2) 別表5の3に掲げる行為
- (3) 前1号又は前2号以外の行為であって、申請期間が植栽期間より短いもの

(変更の手続)

- 第24条** 法第33条の2第2項の規定による指定施業要件の変更に係る申請書の受理については、第5条及び第6条を準用するものとする。
- 2 知事が行う保安林の指定施業要件の変更に係る調査等については、第7条を準用するものとする。
- 3 法第33条の3において準用する法第30条の2の規定による指定施業要件変更予定保安林の告示等については、第8条（第5項、第8項及び第9項を除く。）を準用するものとする。この場合において、「保安林予定森林」とあるのは、「指定施業要件変更予定保安林」と読み替えるものとする。
- 4 法第33条の3において準用する法第32条の規定による意見の聴取については、第10条から第14条までを準用するものとする。
- 5 法第33条の3において準用する法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による森林所有者等への保安林の指定施業要件の変更の通知については、第15条を準用するものとする。この場合において、「指定通知」とあるのは、「指定施業要件変更通知」と、「保安林予定森林」とあるのは、「指定施業要件変更予定保安林」と読み替えるものとする。
- 6 保安林又は保安施設地区の指定後に択伐又は皆伐が行われている森林について指定施業要件を変更する場合には、規則第56条第3項に規定する保安林又は保安施設地区の指定後最初に択伐による伐採を行う森林についての令別表第2第2号（一）ニの択伐率を定めることを要しないものとする。

第5章 保安林の指定の解除

(解除の理由)

- 第25条** 法第26条の2第1項に規定する「指定の理由が消滅したとき」とは、次の各号のいずれかに該当するときとする。
- (1) 受益の対象が消滅したとき。
- (2) 自然現象等により保安林が破壊され、かつ、森林に復旧することが著しく困難と認められるとき。
- (3) 当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設（以下「代替施設」という。）等が設置されたとき又はその設置が極めて確実と認められるとき。
- (4) 森林施業を制限しなくても受益の対象を害するおそれがないと認められるとき。
- 2 法第26条の2第2項に規定する「公益上の理由により必要が生じたとき」とは、保安林を次に掲げる事業の用に供する必要が生じたときとする。
- (1) 土地収用法（昭和26年法律第219号）その他の法令により土地を収用し又は使用できることとされている事業のうち、国等（国、地方公共団体、地方公共団体の組合、独立行政法人、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。以下同じ。）が実施するもの
- (2) 国等以外の者が実施する事業のうち、別表6に掲げる事業に該当するもの
- (3) (1) 又は (2) に準ずるもの

(転用解除の取扱い)

- 第26条** 前条第1項及び第2項による解除のうち、保安林を森林以外の用途に供す

ること（以下「転用」という。）を目的とする解除（以下「転用解除」という。）については、地域における保安林の配備状況等及び当該転用の目的、態様、規模等を考慮の上、やむを得ない事情があると認められ、かつ、当該保安林の指定の目的の達成に支障がないと認められる場合に限って行なうものとする。

なお、保安林については、制度の趣旨からして転用を抑制すべきものであり、転用解除に当たっては、保安林の指定の目的並びに国民生活及び地域社会に果たすべき役割の重要性に鑑み、地域における森林の公益的機能が確保されるよう森林の保全と適正な利用との調整を図る等厳正かつ適切な措置を講ずるとともに、当該転用が保安林の有する機能に及ぼす影響の少ない区域を対象とするよう指導するものとする。

2 転用解除に係る事務については、その申請に先立つ任意の事前の相談があったときには、必要に応じて書類及び現地の確認等を行ったうえで状況を把握し、法規に適合した適切な指導を行うとともに、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分（以下「許認可等」という。）を必要とする場合又は環境影響評価法若しくは地方公共団体の条例等に基づく環境影響評価手続の対象となる場合には、当該許認可等を所管する行政庁と相互に緊密な連絡調整を図るものとする。

3 事業実施期間が長期にわたる転用解除に係る事務については、次の各号のとおりとする。

（1）保安林解除の予定告示等については、次に掲げる要件を全て満たすものは、事業の全体計画に係る転用区域の全部又は一部について一括して法第30条の2の告示等を行うことができるものとする。

ア 保安林の解除が、法第26条第2項に規定する「公益上の理由」によるもの又は当該事業が規則第5条に規定するものであること。

イ 事業者が、法第10条の2第1項第1号に規定するものであること。

（2）前号による解除予定保安林についての作業許可及び法第33条第1項の告示等（以下「確定告示等」という。）については、次により取り扱うものとする。

ア 代替施設の設置等のための作業許可の申請は、期別実施計画に従い予算措置等の見通しが得られた区域から計画的に行なうよう事業者に指示するものとする。

イ 確定告示等については、代替施設の設置や地番の分筆の措置状況等を踏まえ、まとまりのある区域ごとに逐次行うこととする。

（転用以外の解除の取扱い）

第27条 転用解除以外の解除は、受益の対象が消滅したとき及び自然現象等により保安林が破壊され、かつ、森林に復旧することが著しく困難と認められるとき並びに森林施業を制限しなくても受益の対象を害するおそれがないと認められるときに行なうものとする。

（転用解除の要件）

第28条 「指定理由の消滅」による転用解除については、次の各号の要件を備えなければならないものとする。

（1）別表4の第1級地に該当する保安林については、原則として、解除は行わないものとする。

同表の第2級地に該当する保安林については、第26条の規定を満たす場合に

限って解除を行うものとする。

- (2) 保安林の転用の目的に係る事業又は施設の設置（以下「事業等」という。）による土地利用が、その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであり、かつ、当該転用の目的、その地域における土地利用の状況等からみて、その土地以外に他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること。

ただし、都道府県（地方公営企業（昭和27年法律第292号）第2条の地方公営企業をいう。）を含む。）が事業主体となり製造場を整備する事業で、保安林の指定の解除を伴うもの（以下「製造場整備事業」という。）のうち、次の各号に掲げる要件を満たすものについては、これを適用しないものとする。この場合において、知事は、保安林の指定を解除したときは、製造場整備事業の事業区域（以下「整備事業区域」という。）内において残置し、又は造成した森林を保安林に指定するものとし、法第25条第1項の規定による保安林の指定が必要なときは、法第27条第1項の規定により農林水産大臣に申請するものとする。

- ア 製造場整備事業が、公的な計画に位置づけられた重要分野に係るものでありかつ、その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであること。
- イ 製造場整備事業が、既に整備された製造場（以下「既存製造場」という。）を拡張するものであり、かつ、製造場整備事業により新たに整備される製造場で実施される事業が既存製造場で実施されている事業（以下「既存事業」という。）と一体的に実施されること。
- ウ 事業環境の変化等により、既存事業を整備事業区域内において拡張する必要があること。
- エ 整備事業区域の主たる区域が、保安林以外であること。
- オ 既存事業の事業区域に隣接した土地に保安林以外の利用可能な土地がある場合は、当該土地を優先して利用する計画に基づいて実施されるものであること。
- カ 整備事業区域が、既存事業の主要な施設が存する区域に隣接していること。
- キ 整備事業区域において残置し、又は造成する森林の面積の割合が、同区域の面積の35%以上確保されること。

- (3) 保安林の転用に係る土地の面積が、次に例示するように当該転用の目的を実現する上で必要最小限度のものであること。

- ア 転用により設置しようとする施設等について、法令等により基準が定められている場合には、当該基準に照らし適正であること。
- イ 大規模かつ長期にわたる事業等のための転用に係る解除の場合には、当該事業等の全体計画及び期別実施計画が適切なものであり、かつ、その期別実施計画に係る転用面積が必要最低限度のものであること。

- (4) 次の事項の全てに該当し、申請に係る事業等を実施することが確実であること。

- ア 事業等に関する計画の内容が具体的であり、当該計画どおり実施されることが確実であること。
- イ 事業等を実施する者（以下「事業者」という。）が当該保安林の土地を使用する権利を取得しているか、又は取得することが確実であること。
- ウ 事業者が事業等を行うため当該保安林と併せて使用する土地がある場合において、その土地を使用する権利を取得している、又は取得することが確実であること。
- エ イ及びウの土地の利用又は事業等について、許認可等を必要とする場合には、当該許認可等がなされているかの確認又は当該申請に係る申請の状況の確認ができること。また、行政庁の処分以外に環境影響評価法（平成9年法

律第81号)又は地方公共団体の条例等に基づく環境影響評価手続の対象となる場合には、その手続の状況の確認もできること。

オ 事業者に当該事業等を実施するのに十分な信用、資力及び技術があることが確実であること。

(5) 転用解除に当たって、当該転用解除に直接の利害関係を有する者の意見を聴取していること。

(6) その他の満たすべき基準は次によるものとする。

ア 転用に当たっては、当該保安林の指定の目的の達成に支障を来さないよう、代替施設の設置等の措置が講じられた、又は確実に講じられることについて、第36条第1項の規定による知事の確認があること。

イ アの代替施設の設置等については、当該施設の設置に係る転用が、千葉県林地開発許可審査基準(平成22年10月1日施行)の第2章の第2、第5及び第6の規定(以下「林地開発審査基準」という。)に適合するものであること。

ウ イのほか、事業等に係る転用に伴う土砂の流出又は崩壊その他の災害の防止、周辺の環境保全等については、林地開発審査基準に適合するものであること。ただし、転用に係る保安林の面積が5ヘクタール以上である場合又は事業者が所有権その他の当該土地を使用する権利を有し、事業等に供しようとする区域(以下「事業区域」という。)内の森林の面積に占める保安林の面積の割合が10パーセント以上である場合(転用に係る保安林の面積が1ヘクタール未満の場合を除く。)には、林地開発審査基準に代えて別表7に示す基準に適合すること。

エ 転用に係る保安林の面積が5ヘクタール以上である場合又は事業区域内の森林の面積に占める保安林の面積の割合が10パーセント以上である場合(転用に係る保安林の面積が1ヘクタール未満の場合を除く。)であって、水資源の涵養又は生活環境の保全形成等の機能を確保するため代替保安林の指定を必要とするものにあっては、原則として、当該転用に係る面積以上の森林が確保されること。

オ 転用に係る保安林の面積が0.3ヘクタール以上でかつ1ヘクタール以下(「太陽光発電設備の設置」を目的とした転用については0.3ヘクタール以上でかつ0.5ヘクタール以下)である場合は、千葉県林地開発行為等に関する行政指導指針(平成22年10月1日施行)で規定する別表第3の森林若しくは緑地の割合の基準に適合すること。

2 「公益上の理由」による転用解除のうち国等が行う事業による場合は、次の各号の要件を備えなければならないものとする。

(1) 別表4の第1級地については、転用の態様、規模等からみて国土の保全等に支障を来さないと認められるものを除き、原則として、解除は行わないものとする。

同表の第2級地については、前項の(1)を準用するものとする。

(2) 前項の(2)を準用するものとする。

(3) 前項の(3)を準用するものとする。

(4) 前項の(4)アからエまでの事項すべてに該当し、申請に係る事業等を行うことが確実であること。

(5) 前項の(6)を準用するものとする。

3 「公益上の理由」による転用解除のうち国等以外の者が実施する事業による場合

は、次の各号による要件を備えなければならないものとする。

- (1) 第1項の(1)を準用するものとする。
- (2) 第1項の(2)を準用するものとする。
- (3) 第1項の(3)を準用するものとする。
- (4) 第1項の(4)を準用するものとする。
- (5) 第1項の(5)を準用するものとする。
- (6) 第1項の(6)を準用するものとする。

(森林審議会)

第29条 知事は、転用解除について、千葉県森林審議会に対し諮問を行い、その結果を参考にして解除の適否を判断するものとする。ただし、転用目的に係る事業等が国又は地方公共団体により行われるもの及び転用に係る面積が1ヘクタール未満のものについては、当該転用の目的、態様等からみて、地域の環境保全等に相当の影響を及ぼすと認められる場合を除き、あらかじめ千葉県森林審議会の意見を聴いて基本方針を定めておき、適否を判断することができるものとする。

(保安林の解除に直接の利害関係を有する者の範囲)

第30条 法第27条第1項に規定する保安林の解除に直接の利害関係を有する者は、第5条の規定を準用するものとする。

この場合において、「指定」とあるのは「指定の解除」と読み替えるものとする。

(解除の申請書に添付する書類等)

第31条 規則第48条第1項第1号の規定により申請書に添付する位置図及び区域図は、原則として実測図とするものとする。ただし、転用を目的とするものでない場合には、森林計画図の写しとすることができるものとする。

2 規則第48条第1項第2号に規定する申請者が、当該申請に係る指定に直接の利害関係を有する者であることを証する書類は第6条第1項の規定を準用する。

3 規則第48条第2項第1号に規定する計画書は、次の各号の事項を記載した書類、転用に係る区域及びそれに関する区域並びにそれらの区域内に設置される施設の配置図、縦横断面図、その他実施設計に関する図面並びに土量計算等に関する書類とする。

- (1) 転用の目的に係る事業又は施設の名称
 - (2) 事業者の氏名(法人及び法人でない団体にあっては名称及び代表者の氏名)
及び住所(法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地とし、法人でない団体にあっては代表者の住所とする。)
 - (3) 事業等又は施設の設置(以下「事業等」という。)の用に供するため当該保安林を選定した事由
 - (4) 事業者が当該保安林の土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得の状況
 - (5) 事業等に要する資金の総額及びその調達方法
 - (6) 事業等に要する経費の項目(用地費、土木工事費、建築工事費、諸掛費等)ごとの員数、単価、金額およびその内訳
 - (7) 事業等に関する工事を開始する予定の日、当該工事の工程並びに当該工事により設置される施設の種類、規模、構造及び所在
 - (8) その他参考となるべき事項
- 4 規則第48条第2項第2号に規定する代替施設の設置計画書については次の各号によ

るものとする。

- (1) 代替施設には、当該転用に伴って土砂が流出し、崩壊し、又はたい積することにより、附近の農地、森林その他の土地若しくは道路、鉄道その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に被害を与えるおそれがある場合における当該被害を防除するための施設を含むものとする。
- (2) 計画書は、次の事項を記載した書類及び代替施設の配置図、縦横断面図その他実施設計に関する図面とする。
 - ア 代替施設を設置する土地を使用する権利の種類及び取得の状況
 - イ 代替施設の設置に要する資金の総額及びその調達方法
 - ウ 代替施設の設置に要する経費の項目（用地費、土木工事費、建築工事費、諸掛費等）ごとの員数、金額、単価及びその内訳
 - エ 代替施設に関する工事を開始する予定の日、当該工事の工程並びに代替施設の種類、規模、構造及び所在
 - オ その他参考となるべき事項

5 規則第48条第2項第3号の書類については次の各号によるものとする。

- (1) 「他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分（以下「許認可等」という。）」に係る申請の状況を記載した書類は、次のとおりとする。
 - ア 申請中の許認可等については、許認可等の種類、申請先行政庁及び申請年月日を記載した書類
 - イ 申請前の許認可等については、許認可等の種類、申請先行政庁及び申請予定時期を記載した書類
- (2) 「処分があったことを証する書類」については、当該許認可等を行った行政庁が発行した証明書又は許認可の写しとする。
- (3) 許認可等には、国の機関の通知及び地方公共団体の条例、規則、通知によるものも含むこと。

6 規則第48条第2項第4号に規定する法人の登記事項証明書に準ずるものについては、法人が実在することを証明するために必要な情報（法人番号、法人の名称・所在地）を記載した書類又はその写しとする。また、類するものは公的機関が発行した氏名及び住所が記載された書類又はその写しとする。

7 規則第48条第2項第5号に規定する資力及び信用があることを証する書類については、次によるものとする。ただし、事業等の目的、様態等に応じて必要な書類を追加し、又は他の書類により資力及び信用を確認できる場合には、当該書類の添付をもって代替できるものとする。

- (1) 資金計画書（第3項及び第4項に規定する計画書に記載する場合は、当該計画書の提出をもって代替することができる。）
- (2) 資金の調達について証する書類（自己資金により調達する場合は預金残高証明書、融資により調達する場合は融資証明書等、資金の調達方法に応じ添付する。）
- (3) 貸借対照表、損益計算書等の法人の財務状況や経営状況を確認できる資料
- (4) 納税証明書
- (5) 事業経歴書（必要に応じ、一定の期間を定め、その期間内の経歴とすることができる。）
- (6) 融資決定が転用解除後となる場合等当該書類を提出することが困難な場合には、次に掲げる方法等により確認するものとする。
 - ア 代替施設の設置等の先行実施を徹底させる観点から、代替施設の設置等に係る部分の資金の調達について別途預金残高証明書等により確認する。

イ 上記が困難な場合には、申請時に、事業者の資金計画書に加え、金融機関から事業者への関心表明書を提出させ、着手前に融資証明書を提出させる。

(7) その他参考となる資料

8 森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件（昭和37年農林省告示第851号、以下「様式告示」という。）12の注意事項4の「事業等を実施するため必要な能力があることを証する書類」については、次によるものとする。ただし、事業等の目的、様態等に応じて必要な書類を追加し、又は他の書類により事業等を実施するために必要な能力を確認できる場合には、当該書類の添付をもって代替できるものとする。

(1) 建築業法許可書（土木工事業）

(2) 事業経歴書（必要に応じ、一定の期間を定め、その期間内の経歴とすることができる。）

(3) 預金残高証明書

(4) 納税証明書

(5) 事業実施体制を示す書類（職員数、主な役員、技術者名簿）

(6) 規則第48条第2項第1号及び第2号に規定する事業又は施設の設置に係る施行実績を示す書類（監督処分及び行政指導があった場合は、その対応状況も含む。必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の実績とすることができます。）

(7) 申請時点で施行者が決定していない場合等当該書類を提出することが困難な場合には、申請時に施行者の決定方法や時期、求める施行能力について記載した書類を提出するとともに、着手前までに正規の確認書類を提出することについて確約書を提出させる等の方法により確認するものとする。

(8) その他参考となる資料

9 転用解除に当たって、第28条の要件を備えているか否かについては、次に掲げる書類を事業者に提出させる等の方法により確認するものとする。

なお、当該確認のほか、併せて第32条の調査等について十分に実施した上で、判断するものとする。

(1) 級地区分

ア 法第10条の15第4項第4号に規定する治山事業の施行地等の有無については、治山施設台帳等を確認すること。

イ 傾斜度については、転用に係る区域の傾斜度を測定した図面等により確認すること。

ウ 地形、地質等からして崩壊しやすいものについては、転用に係る区域の過去の災害履歴等を確認すること。

エ 保安林の解除に伴い残置し、又は造成することとされたものについては、過去の転用解除に係る書類により確認すること。

オ その他図面等により確認すること。

(2) 用地事情

ア 事業等による土地利用について具体的に示されている公的土地区画により確認すること。

イ 事業等による土地利用について公的土地区画に記載されているものの、その記載が具体的ではない場合は、当該計画と併せて、事業等が当該計画に適合することを当該計画の策定者が認める書類により確認すること。

ウ 事業等の実施が、その土地以外に他に適地を求めることができないことを、ア及びイの公的土地区画のほか、第3項の計画書により確認すること。

エ 製造場整備事業に係る要件については、ア及びイのほか、第3項の計画書により確認すること。

(3) 面積

第3項の計画書により確認するものとし、事業等が他の法令や技術基準等に基づく必要がある場合には、当該法令等も併せて確認すること。

(4) 実現の確実性

ア 事業等に関する計画の内容については、第3項の計画書により確認すること。

イ 事業者が当該保安林の土地を使用する権利を取得している、又は取得することが確実であることについては、森林の土地の登記事項証明書や所有権、地上権、賃借権その他の権利を証する書類等により確認すること。

ウ 事業者が事業等を実施するため当該保安林と併せて使用する土地がある場合において、その土地を使用する権利を取得している、又は取得することが確実であることの確認については、イを準用すること。

エ イ及びウの土地の利用又は事業等に関する許認可等については、第5項の書類により確認すること。

オ 事業者に当該事業等を実施するのに十分な信用、資力及び技術があることについては、第7項及び第9項の書類により確認すること。

(5) 利害関係者の意見

転用解除に直接の利害関係を有する者の意見については、原則として、その全ての者の意見書等により確認すること。ただし、当該者が多数に及ぶ場合や所有者が不明な場合等においては、事業等に係る説明会を開催した上で、当該地区を代表する者等からの意見書等により確認することもできる。

なお、意見を聴取する直接利害関係者については、その範囲を示す図面等を事業者に提出させることにより確認すること。

10 知事は、申請が不適法であって、補正することができるものであるときは直ちに補正を求め、補正することができないものであるときは、当該申請者に対して理由を付した書面を送付して、却下するものとする。

(解除の調査等)

第32条 知事が行う保安林の解除に係る調査等については、第7条を準用するものとする。

(解除予定保安林の告示等)

第33条 解除予定保安林の告示等については、第8条（第3項、第5項、第8項及び第9項を除く。）を準用するものとする。この場合において、「保安林予定森林」とあるのは「解除予定保安林」と読み替えるものとする。

(解除予定保安林に関する告示等の取り消し)

第34条 知事は、規則第48条第2項に規定する代替施設が、法第34条第2項の規定による許可期間内に設置される見込みがない場合は予定告示を取り消すことができるものとする。

(意見の聴取)

第35条 意見の聴取については、第10条から第14条までを準用するものとする。

(代替施設の設置等の確認に関する措置)

第36条 第28条第1項第6号アに規定する代替施設の設置等の確認は、次の各号により行うものとする。

(1) 知事は、転用に係る解除予定保安林について、法第30条の2第1項の告示の日から40日を経過した後（法第32条第1項の意見書の提出があったときは、これについて同条第2項の意見の聴取を行い、法第30条の2第1項により告示した内容を変更しない場合に限る。）に、事業者に対し、第28条第1項第6号アの代替施設の設置等を速やかに講じるよう指導するとともに、当該施設の設置等が講じられた、又は確実に講じられることについて確認を行うものとする。ただし、製造場整備事業が、次の各号に掲げる要件を満たすことを知事が確認したときは、当該確認を要せず、代替施設の設置等を速やかに講じるよう指導するものとする。

ア 主要な代替施設（知事に事前に協議した代替施設のうち、その主要部分を構成する排水施設、流出土砂貯留施設、洪水調整施設等のことをいう。以下同じ。）の設置が完了していること。

イ 主要な代替施設以外の代替施設に関する工事の完了期日が明らかであること。

ウ 主要な代替施設以外の代替施設に関する工事の完了までの間に、製造場整備事業の実施に伴う土砂の流出又は崩壊その他の災害の防止、周辺の環境保全等についての措置が適切に講じられることが明らかであること。

エ 主要な代替施設以外の代替施設に関する工事の完了までの間に、製造場整備事業の実施に伴う土砂の流出又は崩壊その他の災害、周辺の環境を著しく悪化させる事象等が生じた場合、知事に報告を行うとともに、復旧作業等が適切に講じられる体制が構築されていること。

オ 主要な代替施設以外の代替施設が設置されなかった場合、解除区域において保安林の機能を回復させる措置が講じられることが明らかであること。

また、法第32条第2項の規定による意見の聴取を行い、法第30条の2第1項の規定により告示した内容を変更する場合には、同規定により改めて告示を行うなどの手続を行うことが必要であり、事業者に対し、代替施設の設置等に着手しないよう指導するものとする。

(2) 前号の確認は、次のものについて行うものとする。

ア 法第26条の2第1項の規定による解除

イ 法第26条の2第2項の規定による解除であって、令第2条の3に規定する規模を超える、かつ、法第10条の2第1項第1号から第3号までに該当しないもの

2 知事は、代替施設の設置等の確認に当たって、単に、当該保安林種ごとの指定目的に係る機能の代替施設だけでなく、防災施設、造成森林等の設置状況を確認するとともに、これらの代替施設以外にも、事業等に係る転用に伴う土砂の流出又は崩壊その他災害の防止、周辺の環境保全等の観点から措置すべき事項についても厳正に確認を行うものとする。

(解除の告示等)

第37条 転用に係る解除予定保安林について、法第33条第6項において準用する

法第33条第1項の規定による解除の告示は、前条第1項第1号の確認を了した後に行うものとする。

- 2 法第33条第6項において準用する法第33条第3項の規定による森林所有者等への保安林の指定の解除の通知（以下「解除通知」という。）については、第15条を準用するものとする。この場合において、「指定通知」とあるのは「解除通知」と、「保安林予定森林」とあるのは「解除予定保安林」と読み替えるものとする。

（地目の変更）

第38条 知事は、保安林の指定を解除したときは、管轄法務局の局長又は支局長若しくは出張所長に当該土地の地目を保安林から変更するよう通知するものとする。

（解除予定保安林における作業許可の取扱い）

第39条 解除予定保安林において法第30条の2第1項の告示の日から40日を経過した後（法第32条第1項の意見書の提出があったときは、これについて同条第2項の意見の聴取を行い、法第30条の2第1項の規定により告示した内容を変更しない場合に限る。）に行う代替施設の設置等につき、確認を必要とする場合の作業許可等の取扱いに当たっては、次によるものとする。

（1） 作業許可等を行う場合の取扱い

ア 作業許可の取扱い方法

（ア） 作業許可申請書が提出された場合には次に掲げる順序に従い、許可手続を進めるものとする。

ただし、解除予定保安林の区域が小規模である等の理由により、aからcまでに掲げる行為（bに掲げる行為を必要としない場合にあっては、a及びcに掲げる行為）を同時に許可せざるを得ない場合であってそれぞれの行為が終わった時点で次の工事に着手することを条件として許可するときは、この限りでない。

a 代替施設の設置等のために必要な起工測量等（解除予定保安林の区域の測量及び当該区域の縦横断測量、当該測量のための測量杭の設置、ベンチマーク及び引照点の設置、丁張り等）のための土地の形質の変更等の行為

b 事業計画書に基づき実施する工事に先行して代替施設（貯砂えん堤、沈砂池、調整池、流末排水施設等）を設置する場合の土地の形質の変更等の行為

c 事業計画書に基づき実施する工事と併せて代替施設（切盛法面の保護、土留施設、排水路等）を設置する場合の土地の形質の変更等の行為

（イ） （ア）のbの許可は、ウの（イ）のaによる審査を了しているか否かを確認した後に、（ア）のcの許可は、ウの（イ）のbによる審査を了しているか否かを確認した後に行うものとする。

（ウ） （ア）のaからcまでの代替施設の設置等については、それぞれの許可期間満了後現地確認を行うものとする。

ただし、当該期間満了前に行方が終了したものについて、届出があった場合は、その時点で確認を行うものとする。

イ 作業許可申請に当たっての事前指導

作業許可の申請に先立ちあらかじめ、次の事項について当該申請者を指導するものとする。

（ア） 立木の伐採については、規則第60条第1項第5号の規定により、同条第

2項の立木伐採届出書を伐採しようとする日の2週間前までに必ず提出させること。

- (イ) 原則としてアの(ア)のaからcまでに掲げる順序に従い、作業許可申請をさせること。
- (ウ) 代替施設の設置等に係る工事の工程を変更する必要が認められるときは、それぞれの作業許可申請書に変更工程表及び変更理由書を添付させること。
- (エ) 作業許可の内容（作業許可に付する条件を含む。）に違反したときは、法第38条第2項の規定による復旧命令等厳正な取扱いをすること。
- (オ) 解除予定保安林において、転用目的以外の用に供し、若しくは供しようすることが明らかとなった場合又は作業許可の期間内に、代替施設の設置等が適正に行われない、若しくは行われる見込みがない場合には、当該解除予定保安林につき解除を行わないことがあること。

ウ 作業許可申請書の審査

- (ア) 作業許可、許可申請及び附属図面に記載された内容が次の事項に適合するか否かにつき審査の上行うものとする。
 - a 許認可等を必要とするものについて、当該許認可等があったことを証する書類が添付されていること。
 - b 原則としてアの(ア)のaからcまでに掲げる順序に従って許可申請されており、かつ、解除予定保安林の所在場所（又は区域）と一致していること。
 - c 代替施設の設置等に係る事業計画の内容と適合していること。
 - d 規則第60条第1項第5号の規定による同条第2項の届出に係る区域と一致していること。
- (イ) アの(ア)のb又はcに係る作業許可申請書については、次の事項を確認するものとする。
 - a アの(ア)のbに係る作業許可申請書が提出された場合にあっては、実地調査等により、アの(ア)のaによる起工測量等が終了しているか否かを確認すること。
 - b アの(ア)のcに係る作業許可申請書が提出された場合にあっては、実地調査等により、アの(ア)のaの起工測量及びbの代替施設の設置が完了しているか否かを確認すること。

なお、アの(ア)のbの代替施設を設置する区域が解除予定保安林の区域外である場合においても、同様とする。

(2) 代替施設の設置等について変更を要する場合の措置

代替施設の設置等について、変更を要することとなった場合には、あらかじめ知事に協議するものとし、次により取り扱うものとする。

- ア 代替施設の位置、工種、規模及び数量等の変更は、当初計画（解除予定保安林の代替施設計画）と比較し、代替機能が下回らないよう措置するものとする。
- イ 代替施設の設置等に係る事業計画の変更が軽微（法第30条の2の規定による予定告示の変更を伴わない変更）であり、変更後の計画が法第26条の2第1項もしくは第2項の規定による解除要件に該当しつつその理由がやむを得ないと認められる場合は、その変更を認めるものとする。
- ウ 代替施設の設置等に係る事業計画の内容の変更であって、当該内容を著しく変更し、又は解除予定保安林の変更（法第30条の2の規定による予定告示の変更）を伴うものは認めないものとする。ただし、当該変更が区域の変更であって、変更しなければ事業目的が達成できないと認められるものについては、変更後の計

画が法第26条の2第1項もしくは第2項の規定による解除要件に該当しあつその理由がやむを得ないと認められる場合は、その変更を認めるものとし、法第30条の2の規定による予定告示の変更を行うこととする。

(3) その他

ア 作業許可申請書の様式及び記載方法

作業許可申請の手続を行うに当たっては、規則第61条の申請書の様式及び記載方法によるもののほか、(1)のアの(ア)のaからcまでに掲げる順序に従って次のように記載するよう申請者を指導するものとする。

- (ア) 作業許可申請書の所在場所欄は、保安林が2筆以上ある場合にあっては、1筆の代表地番を記載し、他の場合にあっては大字、字、地番について「ほか〇〇」と記載するほか、「明細は別紙調書及び添付図面のとおり」と併記すること。
- (イ) 行為の方法欄は、「別紙調書のとおり」と記載すること。
- (ウ) 行為の期間欄は、原則として(1)のアの(ア)のaからcまでに掲げる順序に従って記載すること。
- (エ) 作業許可申請書に添付する図面は、解除申請書の事業計画(平面図)に様式告示12の解除図面の作成に必要な記号を用いて地番界等を明示するとともに、当該申請区域を色別すること。
- (オ) (ア)及び(イ)の調書の様式は、次によること。

申請の目的	字名及び地番	許可申請面積	行為の種類	備考
(記載要領)				
ゴルフ場の造成	字甲-1		起工測量、丁張、杭打ち	No. 1 コンクリートえん堤の起工測量
	字乙-2			No. 2 ツ
	字丙-3			No. 1 コースの起工測量 No. 2 コースの起工測量

イ 代替施設の設置等に伴い一時的に使用する附帯施設等(使用後は森林に復旧する施設)の作業許可については、(1)に準じて取り扱うよう指導すること。

第6章 立木の伐採許可及び届出

(皆伐面積の限度の公表)

第40条 令第4条の2第3項の規定による公表は、千葉県ホームページに掲載するものとする。

2 前項の公表は、同一の単位とされる保安林ごとに皆伐面積の限度を明示してするものとする。この場合において、伐採方法の特例に該当して伐採種を定めないとされたものについての皆伐面積の限度は、第20条の規定により指定されたものについての皆伐面

積の限度に合算して定めるものとする。

- 3 前項で同一の単位とされる保安林については、当該保安林に行政単位等（市郡、町村大字、字）の名称を冠して表示するものとする。
- 4 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第2位にとどめ、第3位以下を四捨五入するものとする。
- 5 令別表第2の第2号（一）イの皆伐面積の限度を算出する基礎となる伐期齢は、指定施業要件において植栽の樹種が定められている森林にあっては当該樹種の標準伐期齢とし、それ以外の森林にあっては更新期待樹種の標準伐期齢とするものとする。ただし、同一の単位とされる保安林に樹種が2以上ある場合には、次式によって算出して得た平均年齢とし、当該年齢は整数にとどめ小数点以下は四捨五入するものとする。

$$u = a u_1 + b u_2 + c u_3 \dots \dots \dots$$

u 平均年齢

u₁、u₂、u₃ 各樹種の標準伐期齢

a、b、c 各樹種の期待占有面積歩合

- 6 第20条及び令第4条の2第4項の規定による皆伐面積の限度の算出に当たっては、規則第60条第1項第10号の規定による協議（同項第5号から第9号までに該当する立木の伐採についての協議を除く。以下「立木伐採協議」という。）に係る皆伐面積は、立木伐採許可をした面積とみなすものとする。

（伐採許可基準等）

第41条 法第34条第3項の規定による許可は、次の各号に留意して行うものとする。

- (1) 令別表第2の第1号（一）ロの択伐とは、森林の構成を著しく変化させることなく逐次更新を確保することを旨として行う主伐であって、次に掲げるものとする。

なお、これらに該当しない主伐については、皆伐として取り扱うものとする。

ア 伐採区域の立木をおおむね均等な割合で単木的に選定してする伐採又は10メートル未満の幅で帯状に選定してする伐採
(当該伐採区域内に当該伐採によって帯状に生ずる無立木地の配置及びその間隔が、おおむね均等であり、それぞれの無立木地の幅が10メートル未満であるような伐採をいう。)

イ 樹群を単位とする伐採で当該伐採によって生ずる無立木地の面積が0.05ヘクタール未満であるもの。
- (2) 許可にかかる伐採の方法が伐採方法の特例に該当する場合は、当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさないと認められるときに限り許可をするものとする。ただし、許可に条件を付すことによって支障をきたさないこととなる場合は、この限りでない。
- (3) 令別表第2の第1号（二）イの樹冠疎密度は、その森林の区域内における平均の樹幹疎密度を示すものではなく、その森林の区域内においてどの部分に20メートル平方の区域をとったとしても得られる樹冠疎密度とする。
- (4) 令別表第2の第2号（一）ロの1箇所とは、立木の伐採により生ずる連續した伐採跡地（連續しない伐採跡地があっても、相隣する伐採跡地で当該伐採跡地間の距離（当該伐採跡地間に介在する森林（未立木地を除く。）又は森林以外の土地のそれについての距離をいう。）が20メートル未満に接近している部分が20メートル以上にわたっているものを含む。）をいう。ただし、形状が一部分く

びれている伐採跡地でそのくびれている部分の幅が20メートル未満であり、その部分の長さが20メートル以上にわたっているものを除く。なお、形状が細長い伐採跡地であらゆる部分の幅が20メートル未満であるもの及びその幅が20メートル以上の部分があってもその部分の長さが20メートル未満であるものについては、令別表第2の第2号(一)ロの規定は適用しないものとする。

- (5) 規則第56条第1項の「前回の択伐」には、規則第60条第1項第1号から第9号までに掲げる伐採は含まれないものとする。

なお、規則第60条第1項第10号による伐採であって、同項第1号から第9号までに相当する伐採についても同様とする。

- (6) 前回の主伐の方法が択伐によらない場合における規則第56条第1項の適用については、当該択伐によらない前回の伐採を「前回の択伐」とみなすものとする。

- (7) 規則第56条第1項の「前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積」が不明である場合には、同項の択伐率は、当該森林の年成長率(年成長率が不明な場合には、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に対する当該森林の総平均成長量の比率)に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採をしようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。

なお、「前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積が不明である場合」とは、原則として、次のいずれかの場合に限られる。

ア 前回の択伐が平成14年3月31日以前であって、当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積が保安林台帳等に記載されていない場合

イ 前回の伐採が択伐ではないために、第46条第6項が適用されず、伐採を終えたときの当該森林の立木の材積が保安林台帳等に記載されていない場合

- (8) 同一の伐採年度内において、間伐を行った後に択伐による立木伐採許可申請がされた場合には、令別表第2の第2号(二)並びに規則第56条第1項及び第2項の規定を踏まえるほか、特に当該申請に係る伐採が適切な森林施業であるかどうかを十分に審査の上、当該保安林がその指定の目的に即して機能することを確保するために必要な指導等を行うものとする。

なお、当該指導等を行った上で許可が必要とされるときには、法第34条第6項及び第7項の規定を踏まえ、「当該森林の立木の材積が、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積に相当する材積以上に回復した後に伐採を行うこと。」等、当該保安林の指定の目的を達成するために必要な条件を付して許可するものとする。

- (9) 規則付録第7の「当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積」は、原則として、森林簿等に示されている当該森林の樹種に係る地位級に対応する収穫表に基づき、当該樹種の単層林が標準伐期齢(当該森林が複数の樹種から構成されている場合にあっては、伐採時点の構成樹種が第40条第5項の式によって算出して得た平均年齢)に達した時点の収穫予想材積をもって表すものとする。

- (10) 伐採跡地に点在する残存木または点生する上木の伐採は間伐に該当する場合を除き皆伐による伐採として取り扱うものとし、その面積は伐採する立木の占有面積とする。

- (11) 許可又は協議に係る伐採の方法が伐採方法の特例に該当する場合は、当該保安林の指定の目的の達成に支障を来さないと認められるときに限り許

可又は同意をするものとする。ただし、許可又は同意に条件を付することによって支障を来さないこととなる場合は、この限りでない。

(伐採許可申請書に添付する書類等)

第42条 規則第59条第1項各号に掲げる申請書については、次によるものとする。

- (1) 第1号の「森林の位置図及び区域図」については、原則として保安林台帳の図面又は森林計画図の写しとする。
 - (2) 第2号については、第31条第6項を準用する。
 - (3) 第3号については、第31条第5項を準用する。
 - (4) 第4号の森林の土地の登記事項証明書に準ずるものについては、許可を受けようとする者が申請の対象となる森林の土地の所有権、地上権、貸借権その他の権利を取得していることを証する書類とする。
 - (5) 第5号については、第6条第1項第2号を準用する。
 - (6) 第6号の「許可を受けようとする者が申請の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類」については、申請の対象となる保安林の伐採区域が明確になっているかを確認するために添付を求めるものであるため、境界の確認に立ち会った者の氏名や境界の確認日時など境界の確認時の状況を記載した書類など境界の確認に関する取組状況を証する書類とする。
- 2 規則第59条第2項各号の同条第1項第6号に掲げる書類の添付を省略できる場合は、次によるものとする。
- (1) 第1号の「申請の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合」とは、路網の作設や施設の保守等のため、線状又は単木的な伐採を行う場合や、面的に伐採する場合であって申請者が隣接する森林の土地から距離をおいて伐採することを明らかにした場合とする。
 - (2) 第2号の「地形、地物その他の土地の範囲を明示するのに適當なものにより申請の対象となる森林の土地が隣接する土地との境界が明らかな場合」については、明確な谷や尾根等により境界を判断できる場合や、地籍調査済みで境界を示す杭が打たれている場合や、立木への標示や林相により境界が明らかな場合等とする。
 - (3) 第3号の「申請の対象となる森林の土地の所有者と境界の確認を確実に行うと認められる場合」については、申請者が国、地方公共団体又は独立行政法人である場合や、伐採開始時までに隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行うことを明らかにした場合とする。ただし、申請者が過去3年の間に県から保安林の立木の伐採に係る指導、勧告又は命令を受けている場合（規則第59条第1項第7号の知事が必要と認める書類により提供された情報により判明したものを含む。）は、同条第2項第3号の規定に該当しないものとして、同条第1項第6号に規定する書類の添付の省略を認めないものとする。
- 3 様式告示14の注意事項7の（1）において、備考欄には、「皆伐による伐採をしようとする場合にあっては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積」を記載することとされているが、当該伐採跡地に残存し、次のいずれかに該当する残存木の占有面積については、的確な更新が認められる面積に相当することから、記載を要しないものとする。
- (1) 標準伐期齢以上の樹齢にある立木
 - (2) 標準伐期齢未満の樹齢にある立木のうち、当該森林について指定施業要件として定められた樹種であって、植栽する苗の満1年生以上に相当する大きさと同等

以上の大きさであり、かつ、当該樹種の標準伐期齢に達する時点で植栽によるものと同等以上に成長することが期待できるもの

なお、この場合の「残存木の占有面積」については、原則として、当該残存木の現に占有する面積とするが、当該残存木の現に占有する面積が当該樹種の平均占有面積（1ヘクタールを、指定施業要件として定められた当該樹種についての1ヘクタール当たりの植栽本数で除して得られる面積。以下同じ。）に満たない場合にあっては、当該平均占有面積を当該残存木の占有面積とし、複数の残存木の占有する区域が重なっている場合にあっては、その重複分を差し引いた占有面積とする。

（申請書の処理）

第43条 立木伐採許可申請があったときは、実施調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、申請が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求め、補正することができないものであるときは、申請者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。

- 2 令第4条の2第5項の規定による通知は、決定通知書を送付してするものとし、不許可の通知に当たっては、当該不許可の理由を付するものとする。
- 3 立木の伐採について許認可等を必要とする場合（当該保安林が国有林野及び国庫帰属森林であって管理処分の申請がなされている場合を除く。）であって、当該許認可等がなされる前に立木伐採許可したときは、当該許認可等を必要とする旨その他必要な事項を決定通知書に付記するとともに、関係行政庁に対し立木伐採許可をした旨その他必要な事項を連絡するものとする。ただし、関係行政庁に対する連絡が、法令の規定により又は法令の運用に関する覚書等により事前に関係行政庁と連絡、協議を行って処理することとされている場合はこの限りでない。

（許可の条件）

第44条 法第34条第6項の規定により条件を付する場合は、次の各号に留意するものとする。

- (1) 伐採の期間については、必ず条件を付す。
- (2) 伐採木を早期に搬出しなければ森林病害虫が発生し、若しくはまん延するおそれがある場合又は豪雨等により受益の対象に被害を与えるおそれがある場合その他公益を害するおそれがある場合には、搬出期間について条件を付す。
- (3) 土しゅら、地びきその他特定の搬出方法によることを禁止しなければ、立木の生育を害し又は土砂を流出若しくは崩壊するおそれがある場合には、禁止すべき搬出方法について条件を付す。
- (4) 当該伐採の方法が伐採方法の特例に該当するものであって、第41条第1項第2号のただし書に該当する場合にあっては当該条件を、当該伐採跡地につき植栽によらなければ樹種又は林相を改良することが困難と認められる場合にあっては、植栽の方法、期間及び樹種について条件を付す。
- (5) その他次の事項について、条件を付するものとする。
 - ア 県の職員が、第55条第1項第7号に例示する集材路の設置について「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）に基づき現地指示等を行った場合には、これを遵守すること。
 - イ 許可を受けた行為については、令第4条の2第1項又は第2項の申請書および規則第59条第1項各号に掲げる添付書類の内容に従って行うこと。

ウ その他申請者に徹底すべき事項

(縮減)

第45条 法第34条第4項の規定による許可は、前条によるほか、次の各号に留意して行うものとする。

- (1) 皆伐による立木の伐採の許可申請（2月1日の公表に係るものを除く。）について、令第4条の3第1項第1号の規定により縮減するに当たり、令第4条の2第4項の残存許容限度が当該申請に係る森林の森林所有者等が同一の単位とされる保安林等において森林所有者となっている森林の年伐面積の限度の合計に満たない場合には当該合計に対する残存許容限度の比率を森林所有者の年伐面積に乗じて得た面積を令第4条の3第1項第1号の年伐面積とみなして計算するものとする。
- (2) 令第4条の3第1項第4号の規定による縮減は、少なくとも次の事項を考慮して行うものとする。
 - ア 当該箇所に係る申請が1である場合には、保安機能が高い部分の立木を残存させること。
 - イ 当該箇所に係る申請が2以上ある場合には、申請面積に応じてすること。ただし、保安上の影響の差が明白な場合にはこれを考慮すること。

(届出の処理)

第46条 規則第68条第2項各号に掲げる保安林の抾伐及び間伐の届出書に添付する書類については、第42条第1項を、規則第68条第3項各号の同条第2項第6号に掲げる書類を省略することができる場合については、第42条第2項を準用するものとする。

- 2 様式告示18の注意事項5の(1)については、第42条第3項を準用するものとする。
- 3 法第34条の2及び法第34条の3の届出書の提出があったときは、遅滞なく実地調査その他適宜の方法により調査を行い、その内容を検討することとし、提出された計画が当該保安林に係る指定施業要件に適合すると認められるときは、その旨を当該届出者に通知するものとする。また、提出された届出書に記載された計画が当該保安林に係る指定施業要件に適合していないと認められるときは、当該届出者に対し、当該届出者に記載された計画の変更を命じるものとする。
- 4 法第34条第8項の届出があったときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、届出が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求め、補正することができないものであるときは、届出者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。特に、届出書の備考欄に「植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積」が記載されている場合は、実地調査、補正等の措置を適正に行うものとする。
- 5 許可の条件として付した期間が経過したとき（立木の伐採について法第34条第8項の届出がなされている場合を除く。）は、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、申請に係る行為がなされたかどうか確認するものとし、立木の伐採について法第34条第8項の届出がなされていない場合は、許可を受けた者に対し届出をするよう勧告するものとする。
- 6 択伐による立木の伐採がなされた場合には、当該抾伐を終えたときの当該森林の立木の材積を把握し、当該材積を保安林台帳に記載するものとする。

(立木伐採許可を要しない場合)

第47条 規則第60条第1項第1号及び第5号から第10号までに掲げる立木伐採許可を要しない場合については、次によるものとする。

- (1) 規則第60条第1項第1号の保安施設事業、砂防工事、地すべり防止工事及びぼた山崩壊防止工事には、当該事業又は実施上必要な材料の現地における採取又は集積、材料の運搬等のための道路の開設又は改良その他の附帯工事を含むものとする。
- (2) 規則第60条第1項第5号については、次によるものとする。
 - ア 当該保安林の機能に代替する機能を有する施設の解釈は、第28条第1項第6号のアと同様であること。
 - イ 伐採できる立木は、当該施設の設置又は改良に直接供される土地及び当該施設の設置又は改良に係る工事の実施上必要な材料の採取、集積、運搬その他附帯工事に係る土地に生育する立木であること。
- (3) 規則第60条第1項第6号については、次によるものとする。
 - ア 樹木又は林業種苗に損害を与える害虫、菌類及びバイラス(以下「害虫等」という。)は、森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第2条に規定する森林病害虫等をも含むものであること。
 - イ 指定は、千葉県報に害虫等の種類を公示して行うこと。
- (4) 規則第60条第1項第7号の林産物の搬出その他森林施業に必要な設備は、木材集積場、防火線、区画線(林班界、小班界等の区画線をいう。)、林道(森林鉄道、索道、自動車道、車道、木馬道、牛馬道をいう。以下同じ。)、歩道、簡易索道、造林小屋又は製炭小屋その他これに類するものであること。
なお、これらの設備を設置するため保安林の指定を解除する必要がある場合は本号の届出をする前に解除の申請を行うよう指導し、また作業許可を受ける必要がある場合は本号の届出と同時に同項の申請を行うよう指導すること。
- (5) 規則第60条第1項第8号については、次によるものとする。
 - ア 土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条各号に掲げる事業のために必要な測量又は実地調査は、同法第14条第1項に規定する当該事業の準備のため行う測量若しくは実地調査又は当該事業により施設を設置するため行う測量若しくは実地調査であること。
 - イ 測量又は実地調査を行うため作業許可を受ける必要がある場合は、本号の届出と同時に許可の申請を行うよう指導すること。
- (6) 規則第60条第1項第9号については、次によるものとする。
 - ア 「道路」は、林道、農道その他的一般交通の用に供する道路も含み、「鉄道」は、索道を含むものであること。
 - イ 「その他これらに準ずる設備」は、土地収用法第3条各号に掲げるもの及び法令により土地を収用し、若しくは使用できることとされている事業により設置された施設並びにこれらに類するもので建築物以外のものであること。
 - ウ 「他の建築物」は、工場、病院、集会場、旅館その他これに類するものであること。
 - エ 「著しく被害を与え」とは、立木が移動し、傾き、又は折れて設備又は建築物に重大な損害を与えていたる状態をいい、「与えるおそれがあり」とは、放置すれば立木が移動し、傾き、又は折れて設備又は建築物に重大な損害を与

えることが確実と見込まれる場合をいい、「用途を著しく妨げている」とは、立木が移動し、傾き、又は折れて設備又は建築物の機能又は効用に著しい支障を及ぼしている場合をいうものであること。

(7) 規則第60条第1項第10号については、次によるものとする。

ア 立木伐採協議は、立木伐採許可申請書、保安林内伐採届出書又は保安林内間伐届出書に準ずる書面に当該伐採に係る区域を表示した図面を添付する書類によって応ずるものとする。ただし、当該書面については、知事と当該伐採に係る国有林を管理する国の機関が協議して定めたものをもって代えることができるものとする。

イ 立木伐採協議に応ずる期間は、令第4条の2第1項若しくは第2項又は規則第60条第2項若しくは規則第68条第1項に規定する日までとするものとする。

ウ 立木伐採協議に対する同意には、許可の場合に準じて留意事項を付するものとする。

エ 立木伐採協議があったときは、令第4条の2第5項に規定する期間内に決定するものとする。ただし、法第34条の2第1項又は法第34条の3第1項（これらの規定を法第44条において準用する場合を含む。）に係る立木伐採協議があったときは、20日以内に決定するものとする。

オ 立木伐採協議に対する同意又は不同意の通知は、書面により行うものとし、不同意の場合は当該不同意の理由を付するものとする。

2 立木伐採許可を要しない場合の届出の処理については、次によるものとする。

(1) 法第34条第9項の届出があったときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、届出が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を命じ、補正することができないものであるときは、届出者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。

(2) 規則第60条第3項各号に掲げる届出書に添付する書類については、第42条第1項を、規則第60条第4項各号の同条第3項第6号に掲げる書類を省略することができる場合については、第42条第2項を準用するものとする。ただし、第7号の届出のうち、法第11条第5項の認定を受けた森林經營計画の期間内の伐採を一括して届け出る場合の届出書に添付する森林の位置図及び区域図は、当該森林經營計画の認定の申請の際に添付した図面の写しとすることもできる。

(3) 様式告示15の注意事項2の(1)については、第42条第3項を準用するものとする。

(4) 届出書の提出があったときは、遅滞なく実地調査その他適宜の方法により調査を行い、その結果適當と認めて受理したときは当該届出者に対し受理の通知をするものとする。特に、届出書の備考欄に「植栽によらなければ確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積」が記載されている場合は、実地調査、補正等の措置を適正に行うものとする。

なお、届出が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求め、補正することができないものであるときは、当該届出者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。

(5) 国有林野、国庫帰属森林又は官行造林地に係るものであって当該立木の伐採を必要とする者が森林管理局長（森林管理局が直轄で管理経営する区域に係るものに限る。）、森林管理署長又は支署長以外の者である場合は、原則と

して規則第60条第1項第10号の協議によらず本条の届出により取り扱うよう指導するものとする。

なお、この場合において、届出書には、当該保安林を管理する森林管理局長（森林管理局が直轄で管理経営する区域に係るものに限る。）、森林管理署長又は支署長の当該立木の伐採についての承諾書（同意書）を添付させるよう指導するものとする。

- (6) 規則第60条第1項第5号から第9号までの届出及び同条同項第5号から第9号までに掲げる目的を達成するための立木の伐採についての協議に係る伐採面積は、令第4条の2第4項に規定された「法第34条第1項（法第44条において準用する場合を含む。）の許可をした面積」には含まれないものとする。

（サンブスギ非赤枯性溝腐病被害木の伐採の届出）

第48条 前条第1項第3号の届出のうち、規則第60条第1項第6号により知事が樹木又は森林種苗に損害を与える菌類として指定（平成9年9月24日千葉県告示第691号）したチャアナタケモドキを駆除する目的でする伐採の届出については、規則第60条第2項に基づく届出書に加えて、「保安林内におけるサンブスギ非赤枯性溝腐病被害木の伐採届出処理取基準」により定める書類を提出するものとする。

第7章 作業許可

（土地の形質を変更する行為）

第49条 法第34条第2項の「土石若しくは樹根の採掘」には、砂、砂利又は転石の採取を含むものとする。また、同項の「その他の土地の形質を変更する行為」は、例示すれば次に掲げるとおりである。

- (1) 鉱物の採掘
- (2) 宅地の造成
- (3) 土砂捨てその他物件の堆積
- (4) 建築物その他の工作物又は施設の新築又は増築
- (5) 土壌の理学的及び科学的性質を変更する行為その他の植生に影響を及ぼす行為

（申請書に添付する書類等）

第50条 規則第61条第1項各号に掲げる申請書に添付する書類については、第42条第1項を、規則第61条第2項各号の規則第61条第1項第6号に掲げる書類を省略することができる場合については、第42条第2項を準用する。

- 2 様式告示16の注意事項4の図面は、原則として実測図とするものとする。（立竹の伐採に係るものを除く。）
- 3 施設の設置に係る許可申請については、所定の許可申請書に、具体的な行為の内容、設置する施設の位置、規模、構造、工程等を明らかにした実施計画書、実施設計図、土量計算書その他必要な図書を明細として添付すること。なお、第53条第1項に定めるところにより許可に際して条件として付された期間の終了前において、当該許可行為を継続して実施するために再度許可申請を行う場合にあっては、行為内容を的確に把握する上で支障がない限り、添付図書を省略して差し支えない。

（申請書の処理）

第51条 法第34条第2項の許可の申請に対する許可又は不許可の通知は、書面により行うものとし、不許可の場合は当該不許可の理由を付するものとする。

2 法第34条第2項の許可申請の処理については、第43条第1項及び第3項の規定を準用する。

3 許可に当たっては、保安林として適正な林地の利用が確保されるよう次の事項に留意し、審査の徹底を図るものとする。

(1) 行為の確実性

次の全ての事項に該当し、作業許可申請に係る行為が計画の内容どおり実施されることが確実であること。

ア 行為に関する計画の内容が具体的であること。

イ 申請者が当該保安林の土地を使用する権利を取得している、又は取得することが確実であること。

ウ 申請者に当該行為を遂行するのに十分な信用、資力及び技術があることが確実であること。

(2) 行為による影響

作業許可申請に係る行為により、当該保安林の保全対象が害されることのないこと。特に、施設の設置等に係る許可申請については、当該行為の内容について、事前に関係市町村長等へ説明するよう申請者に指導し、必要に応じて関係市町村長、都道府県森林審議会等の意見を聴取すること。

また、申請者が環境影響評価法等に基づく環境影響評価手続を実施している場合は、その結果を踏まえること。

(許可の基準)

第52条 申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合には、法第34条第2項の許可をしないものとする。ただし、解除予定保安林において、法第30条の2第1項の告示の日から40日を経過した後（法第32条第1項の意見書の提出があったときは、これについて同条第2項の意見聴取を行い、法第30条の2第1項により告示した内容を変更しない場合に限る。）に規則第48条第2項第1号及び第2号の計画書の内容に従い行うものである場合並びに別表5に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 立竹の伐採については、当該伐採により当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合

(2) 立木の損傷については、当該損傷により立木の生育を阻害し、そのため保安林の指定目的の達成に支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 下草、落葉又は落枝の採取については、当該採取により土壤の生成が阻害され、又は土壤の理学性が悪化若しくは土壤が流亡する等により当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合

(4) 家畜の放牧については、当該放牧により立木の生育に支障を及ぼし又は土砂が流出し若しくは崩壊し、そのため当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合

(5) 土石又は樹根の採掘については、当該採掘（鉱物の採掘に伴うものを含む。）により立木の生育を阻害するか又は土砂が流出し、若しくは崩壊しそのため当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合

ただし、当該採掘による土砂の流出又は崩壊を防止する措置が講じられる場合において、2年以内に当該採掘跡地に造林が実施されることが確実と認められるときを除く。

- (6) 開墾その他の土地の形質を変更する行為については、農地又は宅地の造成、道路の開設又は拡幅、建築物その他の工作物又は施設の新設又は増設をする場合、一般廃棄物又は産業廃棄物の堆積をする場合及び土砂捨てその他物件の堆積により当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合
- 2 申請に係る行為を行うに際し当該行為をしようとする区域の立木を伐採する必要がある場合で、当該立木の伐採につき法第34条第1項の許可又は規則第60条第1項第7号から第9号までの届出若しくは立木伐採協議を要するときに、当該許可又は届出若しくは協議がなされていないときは、許可しないものとする。
- 3 法第34条第2項の規定による許可は、前2項によるほか、次の第1号から第4号までに留意して慎重に判断するものとし、第5号、第6号に該当する場合については、別表5に掲げる基準にかかわらず、許可は行わないものとする。
- (1) 急傾斜地である等個々の保安林の地形、土壤又は気象条件等により、周囲の森林に与える影響が大きくなるおそれがある場合
- (2) 風致保安林内での景観を損なう施設の設置等その態様が保安林の指定の目的に適合しない場合
- (3) 立木の伐採を伴う場合（ただし、許可を要しない場合を除く）において、その態様が当該保安林の指定施業要件に定める伐採の方法、限度に適合しない場合。
- (4) 当該保安林の大部分が森林でなくなる等保安林としての機能を発揮できなくなるおそれがある場合
- (5) 周辺地域に土砂の流出等の被害を及ぼすおそれがある場合
- (6) 立木の生育及び土壤の生成を阻害し又は土壤の性質を改変する等保安林の保安機能の低下をもたらすと認められる場合
- 4 行為に係る区域は、許可後も引き続き保安林としての制限を受けるものであり、許可に当たっては、行為の期間内及び終了後にわたり適切な管理がなされるよう措置するものとする。

（許可の条件）

第53条 法第34条第6項の規定による条件は、次の各号によるものとする。

- (1) 前条第1項のただし書きに該当しない行為についての期間は、次によるものとする。
- ア 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められている場合は、原則として当該期間内に植栽することが困難にならないと認められる範囲内の期間とする。
- イ 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められていない場合は、下草、落葉又は自家用薪炭の原料に用いる枝若しくは落枝の採取、一時的な農業利用、家畜の放牧にあってはそれらの行為に着手する時から5年以内の期間、それら以外にあっては行為に着手する時から2年以内の期間とする。
- (2) 解除予定保安林において規則第48条第2項第1号及び第2号の計画書の内容に従い行う行為については、当該計画書に基づき行為に着手する時から完了するまでの期間とする。
- (3) 前条第1項の別表5に掲げる行為については次によるものとする。
- ア 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められている場合は、原則として当該期間内に植栽することが困難にならないと認められる範囲内の期間とする。
- イ 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められていない場合は、

別表5の1及び2にあっては、当該行為に着手する時から5年以内の期間又は当該施設の使用が終わるまでの期間のいずれか短い期間とし、別表5の3及び4にあっては、当該施設の使用又は当該行為が終わるまでの期間とする。

2 法第34条第6項の規定による条件は、前項によるものほか、次の各号によるものとする。

- (1) 行為終了後、施設等の廃止後又は撤去後、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる場合（指定施業要件として植栽が定められている場合を除く）には、植栽の方法、期間、樹種について条件を付するものとする。
- (2) 家畜の放牧、土石又は樹根の採掘その他土地の形質を変更する行為に起因して土砂が流出し、崩壊し、若しくはたい積することにより付近の農地、森林その他若しくは道路、鉄道その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に被害を与えるおそれがある場合には、当該被害を防除するための施設の設置その他必要な措置について条件を付する。

なお、当該行為が規則第48条第2項第1号又は第2号の計画書の内容に従つて行われるものである場合に付する条件の内容は、当該計画書に基づいて定めるものとする。

- (3) 前2号による他、次により必要な条件を付けるものとする。
 - ア 事業の着手時及び完了時には、遅滞なくその旨を知事に届け出ること。
 - イ 許可年月日、許可内容、期間、氏名等が明記された許可証等を現地に表示すること。
 - ウ 施設等を設置した場合は適切に保守、管理を行い、有責事由により災害が発生した場合は災害復旧の責務を負うこと。
 - エ 当該行為地において災害が発生した場合には遅滞なくその旨を知事に届け出ること。
 - オ 県の職員が、別表5の区分1の（1）の森林の施業及び管理の用に供する作業道の設置について「千葉県森林作業道作設指針」に基づき現地指示等を行った場合その他県の職員が必要と認めて現地指示等を行った場合には、これを遵守すること。
 - カ 監督処分、許可の取消し等に該当する事項
 - キ 許可を受けた行為については、規則第61条の申請書並びに同条第1項各号及び第50条第3項に掲げる添付書類の内容に従つて行うこと。
 - ク その他事業者に徹底すべき事項
- (4) 許可の条件として付した期間が経過したときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、申請に係る行為がなされたかどうか確認するものとする。

（許可後の保安林の管理）

第54条 作業許可を行った場合には、必要に応じ現地の巡回、調査等を行い、許可に係る行為の実施状況等を把握するものとする。特に、施設の設置等が完了したときは、所要の調査を実施し、施行結果の確認を行うものとする。

2 調査等の結果、行為の内容が申請の内容と異なる場合又は許可に付した条件に従つていらない場合には、当該許可を受けた者に対し、当該行為を是正するよう指導を行い、是正されない場合には、復旧命令等適切な措置を講じるものとする。

（作業許可を要しない場合）

第55条 法第34条第2項に例示される土地の形質を変更する行為については、次によるものとする。

- (1) 「立竹を伐採」とは、立竹を刈り取ることにより当該保安林を維持できないおそれのある行為であり、ササの刈払いは含まれない。
- (2) 「立木を損傷」とは、立木を損ない傷つけることにより立木の成育を阻害するおそれのある行為であり、次に例示する行為はこれに該当しない。
- ア 樹幹の外樹皮の剥離（桧皮・桜皮のはく皮、虫害防除のための荒皮むき等）
 - イ 生長錐等による樹幹のせん孔、ステイプル・針・釘等の打付け、極印の打刻、品等調査のための打突等
 - ウ 枯枝又は葉量を大幅に減少させず樹幹を損傷しない生枝の切除（歩道のかぶり取りのための枝の切除、測量の見通し確保のための枝の切除及び電線、建物等の施設の保守管理のための枝の切除等）
 - エ 病害虫の治癒又は樹勢の回復のために行う腐朽部分の切除等
 - オ 立木からのキノコの採取及び立竹の損傷
- (3) 前号ウの生枝の切除については次の事項に留意する。
- ア 「葉量を大幅に減少させず樹幹を損傷しない生枝の切除」の目安は以下のとおりとする。
 - (ア) 単木もしくは林縁部分など限られた範囲の立木の枝先のみを落とすもので、一時に葉量が減少するものの、その後の成長により葉量が回復するもの（切除される葉量が全葉量の1/2未満程度）
 - (イ) 単木もしくは林縁部分など限られた範囲の立木について、樹幹近くから切除する必要がある場合は、切除により立木の生育に影響がないもの（切除される葉量が全葉量の1/3未満程度）
 - イ 造林又は保育のために行う枝打ちについては、法第34条第2項第5号の規定により許可を要しない。
 - ウ 電気通信事業法第136条、電気事業法第61条の規定により許可を受けて施設管理者が行う枝落としについては、法第34条第2項第6号の規定により許可を要しない。
 - エ サカキ、シキミ、クロモジなど特用林産物採取のための枝の切除については、採取対象となる範囲が面的で広く、採取により保安機能への影響を及ぼす可能性が大きいことから、「立木の損傷」に該当するものとする。
- (4) 「家畜を放牧」とは、牛、馬、羊等を放し飼いにすることにより立木の生育に支障を及ぼし、又は土砂が流出し、若しくは崩壊するおそれのある行為であり、家畜の通行及び一時的な繫留は含まれない。
- (5) 「下草、落葉若しくは落枝を採取」とは、下草、落葉若しくは落枝を選んで拾い取ることにより土壤の生成が阻害され、又は土壤の理学性が悪化若しくは土壤が流失するおそれのある行為であり、表土を露出させない範囲の下草、落葉又は落枝の収集（数株程度の下草・数枚程度の落葉・数本程度の落枝の収集）、下草の刈払、下草、落葉又は落枝を一時的に除去した後に直ちに復元する行為、キノコ及びタケノコの採取はこれに該当しない。
- (6) 「土石若しくは樹根の採掘」は、土や岩石を掘って、その中の土石若しくは樹根を取ることにより立木の生育を阻害する、又は土砂が流出し、若しくは崩壊するおそれのある行為であり、立木の根系を露出又は損傷せず、下草、落葉又は落枝によって拾集後の地表が被覆される程度の土石の拾集（数個程度の石の拾集等）は該当しない。

- (7) 「開墾その他の土地の形質を変更する行為」は、土地の形状又は性質を復元できない状態にするおそれのある行為であり、立木の更新又は生育の支障とならず、かつ掘削又は盛土をしない、又は一時的にした後に直ちに復元する行為（例示すれば、杭・測量杭の挿入、基礎・境界標・炭焼窯の埋設、挿入又は埋設した物件の採掘、施肥、標識・道標・案内板・作業小屋・トイレ・集材路の設置又は改築、人の通行及び車両の通行等）は該当しない。
- 2 規則第63条第1項第1号及び第5号の立竹の伐採等の許可を要しない場合は、次によるものとする。
- (1) 規則第63条第1項第1号の保安施設事業、砂防工事、地すべり防止工事及びぼた山崩壊防止工事には、当該事業又は工事の実施上必要な材料の現地における採取又は集積、材料の運搬等のための道路の開設又は改良その他の附帯工事を含むものとする。
- (2) 規則第63条第1項第5号については、次によるものとする。
- ア 作業協議は、規則第61条の申請書の様式に準ずる書面に土地の形質を変更する行為に係る区域を表示した図面を添付する書類によって応ずるものとする。ただし、当該書面については、知事と当該伐採に係る国有林を管理する国の機関が協議して定めたものをもって代えることができるものとする。
- イ 作業協議に対する同意には、許可の場合に準じて留意事項を付するものとする。
- ウ 作業協議に対する同意又は不同意の通知は、書面により行うものとし、不同意の場合は当該不同意の理由を付するものとする。

第8章 植栽の義務

(植栽本数等)

- 第56条** 規則第57条第3項の適用は、指定施業要件として伐採種が定められていない森林において、択伐による伐採が行われる場合についても適用するものとする。
- 2 指定施業要件として定められている複数の樹種を植栽するときは、樹種ごとに、植栽する1ヘクタール当たりの本数を規則第57条第2項の規定による植栽本数で除した値を求め、その総和が1以上となるような本数を植栽するものとする。

(植栽の義務の履行の確認)

- 第57条** 知事は、指定施業要件として、植栽の方法、期間および樹種が定められている保安林において立木の伐採が行われた場合は、当該植栽の期間の満了後速やかに、指定施業要件の定めるところに従って植栽が行われたかどうかを調査するものとする。特に、満1年未満の苗を植栽した場合にあっては、根元径及び苗長が明らかに規格を満たしていないなど不適当な苗が植栽されていないことを、目視等の方法により確認するものとする。
- 2 第46条第4項又は第47条第2項第6号の届出書の備考欄に「植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積」が記載されている場合は、指定施業要件として定められた1ヘクタール当たりの植栽本数を当該面積に乗じて得られる本数の苗の植栽が行われたかどうかについて確認するものとする。

(植栽の義務の免除又は猶予の認定)

- 第58条** 規則第72条第1号の規定による認定は、森林所有者から認定の請求があった場合又は知事が必要があると認めた場合において、次の各号のいずれかに該当するとき

に限り行うものとする。

- (1) 火災、風水害その他の非常災害（以下「非常災害」という。）により当該伐採跡地の現地の状況に著しい変更が生じたため、植栽が不可能となった場合又は法第33条の2第1項の規定により指定施業要件を変更する時間的な余裕がない場合。

なお、後段の場合には、指定施業要件の変更により植栽の方法、期間又は樹種が変更されたときはその変更されたところに従って植栽しなければならない旨を付して認定する。

- (2) 非常災害により当該伐採跡地までの通行が困難になり、又は苗木若しくは労務の調達が著しく困難になったため、森林所有者が当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法、期間又は樹種に従って植栽をすることが著しく困難となった場合。なお、この場合には、植栽の義務を停止する期間及び必要に応じて植栽の方法又は樹種を明らかにして認定する。

2 規則第72条第2号の規定による認定は、森林所有者から認定の請求があった場合又は知事が必要があると認めた場合において、次のいずれにも該当しないときに行うものとし、この認定に当たっては、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して5年を超えない範囲で植栽の義務を猶予する期間を明らかにすることとする。

- (1) 当該伐採跡地が、当該保安林に係る指定施業要件に適合しない択伐による伐採により生ずるものである場合
- (2) 当該伐採跡地における稚樹の発生状況、母樹の賦存状況、更新補助作業の実施予定その他の状況からみて、植栽の義務を猶予することができる期間内において、当該保安林に係る指定施業要件に植栽することが定められている樹種の苗木と同等以上の天然に生じた立木（当該樹種の立木に限る。）による更新が期待できない場合

第9章 損失の補償

（損失補償の対象）

第59条 法第35条の規定による損失の補償は、次の各号の全てに該当する場合に行うものとする。

- (1) 指定施業要件の立木の伐採方法として禁伐又は択伐が定められた保安林
- (2) 標準伐期齢以上の立木がある保安林
- (3) 森林所有者等（保安林として指定された森林の森林所有者その他権原に基づきその森林の立木又は土地の使用又は収益をする者をいう。）が国又は地方公共団体でない保安林
- (4) 過去において法第41条の規定による保安施設事業その他これに類する事業が行なわれたことのない保安林

（損失補償の例外）

第60条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる保安林については、補償は行なわないものとする。

- (1) 近傍類似の普通林の取扱から類推して、保安林の指定に伴う立木の伐採制限により損失が生じないことが明らかである保安林又は明らかに利用対象外として認められる保安林

- (2) 保安林の指定によって利益を受ける者と当該保安林の森林所有者等（保安林として指定された森林の森林所有者その他権原に基づきその森林の立木又は土地の使用又は収益をする者をいう。）とが同一である保安林
- (3) 現に荒廃しているか、又は荒廃しつつある保安林

第10章 監督処分

(中止命令)

第61条 法第38条第1項又は第2項の中止命令は、立木竹の伐採その他の行為が立木伐採許可又は作業許可を受けずに行われた場合のほか、当該行為が立木伐採許可若しくは作業許可の内容若しくは許可に付した条件に違反していると認められる場合、法第34条第1項第7号若しくは第2項第4号の規定に該当するものでないと認められる場合又は偽りその他不正な手段により立木伐採許可若しくは作業許可を受けたものと認められる場合に行うものとする。

(造林命令)

第62条 法第38条第1項又は第3項の造林命令は、立木の伐採が立木伐採許可を受けずに行われた場合のほか、立木の伐採が当該許可の内容又は許可に付した条件に違反していると認められる場合、法第34条第1項第7号の規定に該当するものでないと認められる場合若しくは偽りその他不正な手段により当該許可を受けたものと認められる場合又は法第34条の2第1項の届出をせずに行われた場合であって、造林によらなければ当該伐採跡地につき的確な更新が困難と認められる場合に行うものとする。ただし、違反者が自発的に当該伐採跡地について的確な更新を図るため必要な期間、方法及び樹種により造林をしようとしている場合はこの限りでない。

2 造林命令の内容は、当該保安林について指定施業要件として植栽の方法、期間及び樹種が定められている場合は、その定められたところによるものとする。

(復旧命令)

第63条 法第38条第2項の復旧命令は、立竹の伐採その他の行為が、作業許可を受けずに行われた場合のほか、当該行為が当該許可の内容又は当該許可に付した条件に違反していると認められる場合、法第34条第2項第4号の規定に該当するものでないと認められる場合若しくは偽りその他不正な手段により当該許可を受けたものと認められる場合であって、当該違反行為に起因して、当該保安林の機能が失なわれ、若しくは失なわれるおそれがある場合又は土砂が流出し、崩壊し、若しくは堆積することにより付近の農地、森林その他の土地若しくは道路、鉄道その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に被害を与えるおそれがある場合に行うものとする。

(植栽命令)

第64条 法第38条第4項の植栽命令は、指定施業要件として植栽の方法、期間及び樹種が定められている保安林において立木の伐採が行われ、当該植栽期間が満了した後も当該指定施業要件の定めるところに従って植栽が行われていない場合に行うものとする。

(復旧に必要な行為をすべき期間)

第65条 法第38条第2項に規定する期間は、原則として命令をする時から1年を超える。

えない範囲内で定めるものとする。なお、同項に規定する「復旧」には、原形に復旧することのほか原形に復旧することが困難な場合において造林又は森林土木事業の実施その他の当該保安林の従前の効用を復旧することを含むものとする。

(監督処分を行うべき時期)

第66条 中止命令及び植栽命令にあっては違反行為を発見したとき、造林命令及び復旧命令にあっては当該命令を行う必要があると認めるとき、それぞれ遅滞なく行うものとする。

(復旧に必要な植栽をすべき期間)

第67条 法第38条第4項に規定する期間は、原則として指定施業要件として定められている植栽の期間の満了日から1年を超えない範囲で定めるものとする。

(命令書に記載する事項)

第68条 法38条の規定による命令は、次に掲げる事項を記載した書面を送付してするものとする。

なお、第4号には命令の内容の実施状況の報告をすべき事項及び保育その他当該保安林の維持管理上の注意すべき事項を含むものとする。

- (1) 命令に係る保安林の所在場所
- (2) 命令の内容
- (3) 命令を行う理由
- (4) その他必要な事項

第11章 標識の設置

(標識の設置の時期)

第69条 知事は、法第39条第1項の規定による標識の設置を、保安林の指定について法第33条第6項において準用する法第33条第1項の規定による告示がなされた日以後遅滞なく行うものとする。

(標識の設置地点)

第70条 標識は、次の各号のいずれかに該当する地点に設置するほか、その他特に保安林の境界を示すに必要な地点に設置するものとする。

- (1) 道路に隣接する地点
- (2) 広場、駐車場、野営場その他の人の集まる場所に隣接する地点
- (3) 農地、宅地その他森林以外の土地に隣接する地点

(標識の維持管理)

第71条 知事は、設置した標識が損壊されないよう監視し、損壊等によりその効用が減じた場合には修繕、再設置その他の所要の措置を講じ、また、保安林が解除された場合には速やかに標識を撤去するものとする。

(標識に記載する保安林名)

第72条 標識に記載する保安林の名称は、第3条の各号に掲げるところによるものとする。

(標識の色彩)

第73条 標識の色彩は、次のとおりとする。

- (1) 第1種標識の地は白色、文字は黒色
- (2) 第2種標識の標板の地は黄色、文字は黒色
- (3) 第3種標識の標板の地は白色、文字は黒色、略図の保安林の区域の境界線は赤色

第12章 保安林台帳

(調整の時期)

第74条 知事は、法第39条の2第1項の規定による保安林台帳の調製を、保安林の指定について法第33条第6項において準用する法第33条第1項の規定による告示がなされたときに遅滞なく行うものとする。

(台帳の記載事項)

第75条 規則第74条第3項第6号のその他必要な事項には、申請者の氏名又は名称及び住所、指定の事由、指定手続の経過、治山事業等との関係、当該森林についての土地利用に関する他の法令による制限との関係並びに立木竹の伐採等、造林、治山事業等、損失補償、違反行為、監督処分、標識その他保安林の維持管理に関する事項を含むものとする。

- 2 規則第74条第4項に規定する図面に記載する事項については、次によるものとする。
 - (1) 第3号の保安林に係る指定施業要件の記載は、伐採種、伐採の方法に関する特例、1箇所当たりの面積の限度及び植栽に関する事項をそれぞれの区域を明らかにして適当な色彩又は記号を用いて描示するものとする。
 - (2) 第5号のその他必要な事項には、方位、縮尺、治山事業等に係る施設の位置、標識の位置及び道路、河川その他顕著な地物を含むものとする。

(台帳の訂正)

第76条 保安林台帳の訂正に当たっては、土地登記簿の閲覧等の方法により保安林の所在場所の変更を的確に把握するよう措置するものとする。

- 2 記載事項の訂正を行った場合には、訂正の年月日及び原因を付記するものとする。
- 3 保安林の解除があったときは、保安林が解除された年月日及び当該保安林の解除に係る法第33条第1項又は第6項の規定による告示の番号その他必要な事項を記載するものとする。
- 4 指定施業要件の変更があったときは、指定施業要件が変更された年月日及び当該指定施業要件の変更に係る法第33条の3において準用する法第33条第1項の規定による告示の番号その他必要な事項を記載するものとする。

第13章 保安施設地区

(指定)

第77条 法第41条第3項の規定による申請は、保安施設事業を実施しようとする土地について、当該事業に係る計画及び予算の実施予定額が確定し、工種及び施行場所が明らかとなった後速やかに行うものとする。

ただし、当該申請に係る地区の隣接地（地続きではないが地形の状況から接続しているとみなされるものを含む。）で次年度以降の事業予定地のうち、事業計画及び設計が明らかで、おおむね確実に実施されると見込まれるものは、1の地区に含め併せて申請できるものとする。

- 2 地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域又は同法第4条第1項のぼた山崩壊防止区域内における地すべり防止施設又はぼた山崩壊防止施設で保安施設事業の施設と効用を兼ねると認められる施設を造成し、又は維持する必要があると認められる場合にも速やかに指定を行うものとする。
- 3 指定する土地については、次の各号によるものとする。
 - (1) 指定する土地は、保安施設事業として山腹工事、渓間工事等を施行する土地及び当該施行地の隣接地であってその効用を果たすために必要な土地とする。ただし、その土地を指定しなければ当該事業の実施に支障を来すと認められる場合には、当該事業の実施上必要な材料の採取地、集積地又は資材運搬道路敷地その他の附帯地を指定するものとする。

なお、効用を果たすために必要な土地とは、当該土地において立木竹の伐採、土地の形質変更などが行われた場合、保安施設事業の実施又は施設の維持が困難になると認められる区域で、例示すれば、山腹工事の施行地の周辺で工事の施行又は施設の維持に直接影響を及ぼす区域、渓間工事のえん堤の水たたき部分及び袖部の周辺、堆砂地等である。
 - (2) 保安施設事業の実施のため一時的に必要とする材料の採取地、集積地又は資材運搬道路敷地その他の附帯地については、当該土地所有者等の協力を得て土地使用承諾書をとることとし、原則として指定は行なわないものとする。
- 4 次の各号に掲げる土地については、保安施設事業の実施につき当該土地の所有権その他の権利を有する者の同意を得ることができないと認められる場合、当該事業が大規模でかつ長期にわたる場合、又は当該事業の実施に必要な区域の一部が当該土地以外の土地にかかる場合を除き、指定を省略して差し支えないものとする。
 - (1) 保安林又は保安林予定森林（法第25条第1項第8号から第11号までに掲げる目的に係るものを除く。）
 - (2) 「保安林整備管理事業実施要領の制定について」（昭和53年8月22日53林野治第号林野庁長官通知）第2の1に基づく指定に係る調査事務の対象森林
 - (3) 国有林野
- 5 指定区域の形状は、原則として多角形とするものとし、法第41条第3項の規定による申請に先立ち当該区域のそれぞれの辺の交点に標柱を設置するものとする。
- 6 保安施設地区に係る指定施業要件は、森林である土地及び森林の造成事業又は造成に必要な事業を実施する土地について定めるものとする。

なお、指定施業要件のうち立木の伐採の方法は、令別表第2の第1号（一）ハにより原則として禁伐とされるが、立木を伐採しても保安施設地区の指定の目的の達成に支障を来すおそれがないと認められる場合には、択伐とする、又は伐採種を定めないものとする。この場合における指定施業要件の内容は、当該保安施設地区の指定の目的を達成するための保安林に係る指定施業要件に準ずるものとする。
- 7 知事は、法第41条第3項の規定による申請をしようとする場合には、あらかじめ実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、申請書に、規則第79条の事業計画書のほか、次の書類を添付するものとする。この場合においては、申請に係る土地の所有者及び当該土地に関し、登記した権利を有する者の当該指定に関する意見を聴くものとする。

- (1) 指定調書
- (2) 指定調査地図
- (3) 位置図
- (4) その他必要な書類

8 前項第4号の書類には、次の各号に掲げる書類を含むものとする。

- (1) 申請に係る土地が国有林である場合にあっては、当該国有林を管理する国の機関の長(国有林野、国庫帰属森林又は官行造林地にあっては管轄の森林管理局長)の意見
- (2) 当該指定については土地所有者又は当該土地に関し登記した権利を有する者に異議がある場合にあってはそれらの者の氏名(法人にあっては名称)、当該土地の所在場所、異議の内容及び理由その他必要な事項を記載した書面

9 申請に係る土地が海岸法(昭和31年法律第101号)第3条の規定により海岸保全区域に指定されている場合には、当該指定の特別の必要がある理由並びに規則第79条の事業計画書及び第7項第1号から第3号までに掲げる書類を提出するものとする。

10 保安施設事業が、緊急治山事業、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法第97号)第3条の規定による林地荒廃防止施設に関する災害の復旧事業費である場合には、法第44条ただし書後段規定により法第44条において準用する法第40条の告示の日からなるべく早い時期に指定するものとする。

11 知事は、年度当初に地区指定計画が確定したときは、個々の地区ごとに指定調書等を提出する前にあらかじめ当該年度の全ての地区的所在場所(市町村、大字、字、地番)及び事業名を明らかにした指定計画箇所一覧表を作成し、林野庁に提出するものとする。

なお、地区は、当該地区の所在する流域若しくはその支流又は市町村若しくは大字、字の名称で表示することとし、同一地区に2以上の地区が存することとなる場合は、支番号を付すことによって区分するものとする。

(指定の有効期間)

第78条 法第42条ただし書の規定による指定の有効期間の延長は、指定の有効期間内に保安施設事業の実施行行為が完了しない場合であって当該指定の有効期間の満了後3年以内に当該事業の実施行行為を完了することができると認められるときに行うものとし、3年以内に完了することができないと認められるときは、指定の有効期間の延長は行わず改めて保安施設地区の指定を行うものとする。

2 知事は、保安施設地区の指定の有効期間の延長を必要と認めるときは、申請書を、その期間の満了の日から4か月前までに農林水産大臣に提出するものとする。

(解除)

第79条 法第43条第1項に規定する「保安施設事業を廃止したとき」とは、当該地区に係る保安施設事業に着手したのち、当該事業の全部又は一部を将来にわたって実施しないこととしたとき、又は当該事業により設置された全部又は一部の施設の撤去、埋没その他その効用の消滅を必要とするときとするものとする。

2 法第43条第2項に規定する「着手」とは、保安施設事業の実施行行為をいい、本工事と密接不可分の関係にある準備行為の開始を含むものとする。

なお、当該地区において保安施設事業の実施行行為の一部について着手があれば、その全体について着手があつたものとして取り扱うものとする。

3 知事は、保安施設事業を廃止したときは、遅滞なく、次の書類を添えて、その旨を農林水産大臣に通知するものとする。

- (1) 解除調書
 - (2) 解除調査地図
 - (3) 位置図
 - (4) その他必要な書類
- 4 解除に係る区域が保安施設地区の区域の一部である場合には、前項の規定による通知に先立ち、当該解除に係る区域のそれぞれの辺の交点に標柱を設置するものとする。
- 5 知事は、法第41条第3項の規定により指定された保安施設地区の指定の効力が法第43条第2項の規定により失われたときは、遅滞なく当該保安施設地区の土地の所有者及びその土地に關し登記した権利を有する者に対しその旨を通知するものとする。
- 6 知事は、保安施設地区の指定後1年を経過したときに、当該保安施設地区において保安施設事業に着手していないときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に通知するものとする。

(指定施業要件の変更)

- 第80条** 知事は、法第41条第1項の規定により指定された保安施設地区に係る指定施業要件についてその変更を申請し、又は申請の進達をする場合には、あらかじめ保安施設事業を行う森林管理局長の意見を聞くものとする。
- 2 変更の手続については、第24条第1項から第5項までで準用する第5条から第8条まで及び第10条から第15条まで並びに第24条第6項を準用するものとする。

(保安施設地区における制限)

- 第81条** 知事は、法第41条第1項の規定により指定された保安施設地区内における立木竹の伐採その他の行為に係る法第44条において準用する立木伐採許可若しくは作業許可の申請又は規則第60条第1項第5号から第9号までの規定による届出を受けたときは、保安施設事業を行う森林管理局長の意見を聞くものとする。
- 2 伐採の限度を算出する基礎となる伐期齢、協議に係る皆伐面積の取扱い、皆伐面積の限度の公表、許可申請又は協議の適否の判定、許可申請等又は協議の処理、許可の条件、縮減、届出の処理、規則第60条第1項第1号及び第63条第1項第1号の保安施設事業等の範囲、規則第60条第1項第5号から第9号までの取扱いについては第6章に準ずるものとする。

(標識等の設置)

- 第82条** 法第44条において準用する法第39条の規定による標識の設置は、第11章を準用するものとする。

(保安施設地区台帳)

- 第83条** 法第46条の2第1項の保安施設地区台帳は、地区ごとに調製するものとし、その保管及び調製については、第12章を準用するものとする。

(保安林への転換)

- 第84条** 知事は、指定の有効期間が満了するまでに保安林への転換に必要な調査を行い、保安林へ転換すべき土地については転換調書及び転換調査地図を作成するものとする。
- 2 知事は、保安林へ転換したものについて、指定の有効期間の満了後、遅滞なく森林所有者並びに当該保安林の所在地を管轄する市町村長及び法務局に対し当該保安林の所在場所その他必要な事項を通知するものとする。

(保安施設地区の監視)

第85条 知事は、保安施設事業に係る施設の維持管理行為の適正な実施及び保安施設地区における違反行為の発生を防止するため監視に必要な措置を講ずるものとする。

第14章 標準処理期間

(標準処理期間)

第86条 保安林の指定、保安林の指定の解除及びその他本要綱に係る申請書の標準処理期間は別表8のとおりとする。

第15章 申請書等の提出先等

(申請書等の提出先及び提出部数)

第87条 次の各号の申請書等の提出先は、その森林の所在地を所管する林業事務所長とする。

- (1) 法第27条第1項及び第2項に基づく保安林の指定又は解除の申請書
- (2) 法第33条の2第2項に基づく保安林の指定施業要件の変更申請書
- (3) 法第32条第1項に基づく意見書
- (4) 法第34条第1項に基づく立木の伐採許可申請書
- (5) 法第34条第2項に基づく作業許可申請書
- (6) 規則第60条第1項第5号から第9号までに該当する立木の伐採許可を要しない場合の伐採の届出書
- (7) 規則第68条に基づく択伐及び間伐の届出書
- (8) 法第35条に基づく損失補償請求書

2 申請書等の提出部数は次の各号のとおりとする。

- (1) 前項1号から3号まで及び8号の書類は正本1部、副本1部
- (2) 前項4号から7号までの書類は正本1部

第16章 その他

第88条 この要綱に定めのない事項については、別途農林水産部長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月2日から施行する。

別表1（第4条関係）

保安林の機能等

保安林の種類	保安林の機能と配備
飛砂防備 保安林	海岸の砂地を森林で被覆することにより、砂面に対する風衝を緩和して飛砂の発生を防止する機能及び飛砂が海岸から内陸に進入するのを遮断する機能を持つ。 この保安林は、内陸部における土地の高度利用、住民の生活環境の保護を図るために沿岸部に配備される。
防風保安林	林冠をもって障壁を形成して風に抵抗してそのエネルギーを減殺して、風下、風上に渦動流を発生させ、風速を緩和して風害を防止する機能を持つ。
水害防備 保安林	河川の洪水時における氾濫にあたって、主として樹幹による水制作用及び滌過作用並びに樹根による地表の侵食防止作用によって水害の防止軽減を図る機能を持つ。
潮害防備 保安林	津波又は高潮に際して、主として林木の樹幹によって波のエネルギーを減殺して、その被害を防ぐ目的と、風波の強い海岸において主として林冠によって、強風による空気中の海水微粒子を捕捉するとともに風速を緩和して海水塩分による被害を防止する機能を持つ。
干害防備保安 林	局所的な用水源を保護するために、森林のもつ水源かん養機能の確保を図る機能を持つ。 この保安林は、飲用水又は農業用水等の水源地に指定される。
防雪保安林	風によって吹雪（気象用語では「飛雪」という。）が発生するのを防止する機能を持つ。
防霧保安林	樹林によって空気の乱流を発生させて霧の移動を阻止するとともに、林木の枝葉によって霧粒を捕捉して霧の害を防止する機能を持つ。
なだれ防止 保安林	森林によってなだれの原因となる雪疵ができるのを防ぎ、また、山腹斜面の摩擦抵抗を大きくして雪がすべり出すのを防ぎ、あるいは一旦滑動したもののは勢いを弱め、又は、方向を変えて無害な所へ誘導する等の機能を持つ。
落石防止 保安林	林木の根系によって岩石を緊結固定してその転落を防止し、また転落する石塊を山腹で阻止して、落石による危険を防止する機能を持つ。
防火保安林	耐火樹又は防火樹によって防火樹帯を構成し、森林火災の延焼を防止する機能を持つ。
魚つき保安林	森林の水面への陰影、投影、魚類等に対する養分の提供、水質汚濁の防止等の作用により魚類の棲息と繁殖を助ける機能を持つ。
航行目標 保安林	海岸又は湖岸の付近にあって、漁場から見易い独立的な山容の森林が指定されて、主として漁船の航行の目標となる機能を持つ。
保健保安林	森林による局所的な気象条件の緩和、塵埃、煤煙の滌過作用等の機能及び森林の有する生理的、心理的効果を活用した市民のレクリエーション等の保健、休養の場としての機能を持つ。

風致保安林	名所（有名な場所）や旧跡（歴史に残るできごとや物のあった場所）の趣のある景色を森林によって価値づけられている場合に指定して、これを保存する機能を持つ。
-------	---

別表2（第5条関係ほか）

保安林の指定又は解除等に係る直接の利害関係を有する者

保安林の種類	保安林の指定により直接利益を受ける者等
飛砂防備 保安林	当該森林の林帶方向における両端を通って林帶方向に対して直角に交わる直線が当該林帶の林縁と交わる点（以下「林縁点」という。）から当該林帶の期待平均樹高（以下「樹高」という。）の風上側へ5倍、風下側へ10倍の水平距離（林帶が不整形の場合は最も風上側及び風下側となる林縁からのそれぞれ5倍、10倍の水平距離）となる点（以下それぞれ「風上点」、「風下点」という。）をその直線上にとり、風上点及び風下点をそれぞれ結んだ線分によって囲まれる区域（林帶の連続状態が失われる場合には、風の吹き抜けによる影響が予想される区域を含む。）内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
防風保安林	飛砂防備保安林に準ずる区域（風下点は、風下側の林縁点から樹高の35倍の水平距離となる点とする。）内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
水害防備 保安林	当該森林に隣接し、その周辺における災害状況等からみて当該森林の水制作作用、洪水流送物の制御作用の効果を直接受ける区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
潮害防備 保安林	1 塩害の防止については、飛砂防備保安林に準ずる区域（風上側の区域は除くとともに、風下点は風下側の林縁点から樹高の25倍の水平距離となる点とする。）内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。 2 津波等の被害の防止については、当該森林に隣接し、その周辺の災害状況、沿岸の地形等からみて当該森林の津波・高潮の防止効果を直接受ける区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
干害防備 保安林	当該森林に水利用を直接依存している取水施設、貯水池等に正当に権限を有する者とする。
防霧保安林	飛砂防備保安林に準ずる区域（風上側の区域は除くとともに、風下点は風下側の林縁点から樹高の20倍の水平距離となる点とする。）内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。

なだれ防止 保安林	当該森林の下方の地形等からみてなだれが流下し、たい積するおそれがある区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
落石防止 保安林	当該森林の地形、下方の地形等からみて落石の影響が予想される区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
防火保安林	当該森林に隣接し、当該森林の火災の延焼防止の効果を直接受ける区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
魚つき保安林	当該森林が魚類の棲育と繁殖に影響を与える海域において、漁業権を有する者とする。
航行目標 保安林	当該森林を通常航行の目標としている小型漁船及び小型船舶に正当な権限を有するものとする。
保健保安林	<p>1 「局所的な気象条件の緩和、塵埃・煤煙のろ過作用等」を目的とするものについては、当該森林の隣接する区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。</p> <p>2 「市民のレクリエーション等の保健、休養の場」を目的とするものについては、その効果、効用の及ぶ範囲は極めて不特定かつ広範囲に及ぶものであり直接利益を受ける者等に該当する者はいない。</p>
風致保安林	名所、旧跡と一体となって景観の保存を目的としているものについては、その名所、旧跡について正当な権限を有する者とする。

別表3（第18条関係）

指定施業要件として定める保安林の種類ごとの伐採種（主伐に係るもの）

保安林の種類	伐採の方法
飛砂防備保安林	<p>1 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐</p> <p>2 その地表が比較的安定している森林にあっては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあっては、択伐</p>
防風保安林 防霧保安林	<p>1 林帯の幅が狭小な森林（その幅がおおむね20メートル未満のものをいうものとする。）その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの（林帯については、その幅がおおむね10メートル未満のものをいうものとする。）にあっては、禁伐）</p> <p>2 その他の森林にあっては、伐採種を定めない。</p>
水害防備保安林 潮害防備保安林 防雪保安林	<p>1 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐</p> <p>2 その他の森林にあっては、択伐</p>
干害防備保安林	<p>1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあっては、禁伐）</p> <p>2 その他の森林にあっては、伐採種を定めない。</p>
なだれ防止保安林 落石防止保安林	<p>1 緩傾斜地の森林その他なだれ又は落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあっては、択伐</p> <p>2 その他の森林にあっては、禁伐</p>
防火保安林	禁伐
魚つき保安林	<p>1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐</p> <p>2 魚つきの目的に係る海洋、湖沼等に面しない森林にあっては伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあっては、択伐</p>
航行目標保安林	<p>1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐</p> <p>2 その他の森林にあっては、択伐</p>
保健保安林	<p>1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐</p> <p>2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあっては、伐採種を定めない。</p>

	3 その他の森林にあっては、択伐
風致保安林	1 風致の保存のため特に必要があると認められる森林にあっては、禁伐 2 その他の森林にあっては、択伐

(注)

1 保安施設事業の施行地の森林の伐採方法については、水源かん養保安林において「伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの」は択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあっては、禁伐）、土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林において「保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出又は崩壊するおそれがあると認められる」ものは禁伐とされていることを踏まえ、原則として、保安施設事業の施行地であって施行後一定の期間（事業施行後10年（保安施設事業により森林の造成（山腹緑化工、植栽工、植生導入工等）を実施した区域にあっては事業施行後20年）を目安とする。）を経過していないものについては、禁伐又は択伐とすること。

なお、当該期間が経過したものについては、林況、地況等から引き続き伐採の方法を制限しなければ土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるものを除き、当該保安林の指定の目的を達成するため必要最小限度の制限となることを旨として伐採の方法に係る指定施業要件を変更（例えば、禁伐を択伐に、択伐を伐採種を定めないに変更）することができる。

2 保健保安林において「地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあっては、伐採種を定めない」としているが、原則として、当該視界外にある森林を地域の景観の維持を主たる目的とする保健保安林として指定する場合とは、一体性の観点から当該視界内にある森林と一緒にものとして指定する必要がある場合に限ること。

なお、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にある森林であっても、地域の景観の維持以外を主たる目的として森林を保健保安林に指定する場合にあっては、その伐採方法は禁伐又は択伐となる。

別表4（第28条関係）

転用を目的とする保安林解除の審査に当たっての級地区分

級地区分	該当する保安林
第1級地	<p>次のいずれかに該当する保安林</p> <p>1 法第10条の15第4項4号に規定する治山事業の施行地（これに相当する事業の施行地を含む。）であるもの（事業施行後10年（保安林整備事業、防災林造成事業等により森林の整備を実施した区域にあっては事業施行後20年（法第39条の7第1項の規定により保安施設事業を実施した森林にあっては事業施行後30年））を経過し、かつ、現在その地盤が安定しているものを除く。）</p> <p>2 傾斜度が25度以上のもの（25度以上の部分が局所的に含まれている場合を除く。）その他地形、地質等からして崩壊しやすいもの</p> <p>3 人家、校舎、農地、道路等国民生活上重要な施設等に近接して所在する保安林であって、当該施設等の保全又はその機能の維持に直接重大な関係があるもの</p> <p>4 海岸に近接して所在するものであって、林帯の幅が150メートル未満であるもの</p> <p>5 保安林の解除に伴い残置し、又は造成することとされたもの</p>
第2級地	第1級地以外の保安林

(注)

- 1 治山事業の施行地については、特に国土保全等公益を確保する上で厳正な取扱いを必要とするものであり、当該施行地が介在する保安林については、開発転用を極力避けるよう指導するものとする。
- 2 海岸に近接して所在する保安林は、その立地特質等からして多様な役割を果たすことが期待されているものであり、また、その林帯幅が縮減又は分断された場合には全体として機能の減退をもたらすこととなることから、原則として解除を行わないものとし、第1級地の林帯幅以上の保安林にあっても開発転用は極力避けるよう指導するものとする。

別表5（第23条第1項第2号、第52条第3項、第53条関係）

保安林の土地の形質の変更行為の許可基準

区分	行為の目的・様態・規模等
1 森林の施業・管理に必要な施設	(1) 林道（車道幅員が4メートル以下のものに限る。）及び森林の施業・管理の用に供する作業道、作業用索道、木材集積場、歩道、防火線、作業小屋等を設置する場合 (2) 森林の施業・管理に資する農道等で、規格及び構造が(1)の林道に類するものを設置する場合
2 森林の保健機能の増進に資する施設	<p>保健保安林の区域内に、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号。以下「森林保健機能増進法」という。）第2条第2項第2号に規定する森林保健施設に該当する施設を設置する場合（森林保健機能増進法第5条の2第1項第1号の保健機能森林の区域内に当該施設を設置する場合又は当該施設を設置しようとする者が当該施設を設置しようとする森林を含むおおむね30ヘクタール以上の集団的森林につき所有権その他の土地を使用する権利を有する場合を除く。）であって、次の要件を満たすもの。</p> <p>(1) 当該施設の設置のための土地の形質の変更（以下この表において「変更行為」という。）に係る森林の面積の合計が、当該変更行為を行おうとする者が所有権その他の土地を使用する権利を有する集団的森林（当該変更行為を行おうとする森林を含むものに限る。）の面積の10分の1未満の面積であること。</p> <p>(2) 変更行為（遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を除く。以下同じ。）を行う箇所が、次の条件を満たす土地であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 土砂の流出又は崩壊その他の災害が発生するおそれのない土地 ② 非植生状態（立木以外の植生がない状態をいう。）で利用する場合にあっては傾斜度が15度未満の土地、植生状態（立木以外の植生がある状態をいう。）で利用する場合にあっては傾斜度が25度未満の土地 <p>(3) 1箇所当たりの変更行為に係る森林の面積は、立木の伐採が材積にして30パーセント以上の状態で変更行為を行う場合には0.05ヘクタール未満であり、立木の伐採が材積にして30パーセント未満の場合には1.20ヘクタール未満であること。</p> <p>(4) 建築物の建築を伴う変更行為を行う場合には、一建築物の建築面積は200平方メートル未満であり、かつ、一変更行為に係る建築面積の合計は400平方メートル未満であること。</p> <p>(5) 一変更行為と一変更行為との距離は、50メートル以上であること。</p> <p>(6) 建築物その他の工作物の設置を伴う変更行為を行う場合には、当該建築物その他の工作物の構造が、次の条件に適合するものであること。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ① 建築物その他の工作物の高さは、その周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であること。 ② 建築物その他の工作物は、原則として木造であること。 ③ 建築物その他の工作物の設置に伴う切土又は盛土の高さは、おおむね 1.5 メートル未満であること。 <p>(7) 遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を行う場合には、幅 3 メートル未満であること。</p> <p>(8) 土地の舗装を伴う変更行為（遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を含む。）を行う場合には、地表水の浸透、排水処理等に配慮してなされること。</p>
3 森林の有する保安機能を維持又は代替をする施設	<ul style="list-style-type: none"> (1) 森林の保安機能の維持・強化に資する施設を設置する場合 (2) 保安林の転用に当たり、当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設を転用に係る区域外に設置する場合
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> (1) 上記 1 から 3 に規定する以外のものであって次に該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 施設等の幅が 1 メートル未満の線的なものを設置する場合（例えば、水路、へい、柵等） ② 変更行為に係る区域の面積が 0.05 ヘクタール未満で、切土又は盛土の高さがおおむね 1.5 メートル未満の点的なものを設置する場合（例えば、標識、掲示板、墓碑、電柱、気象観測用の百葉箱及び雨量計、送電用鉄塔、無線施設、水道施設、簡易な展望台等）ただし、区域内に建築物を設置するときには、建築面積が 50 平方メートル未満であって、かつその高さがその周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であるものに限ることとし、保健、風致保安林内の区域に建築物以外の工作物を設置するときには、その高さがその周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であるものに限ることとする。 (2) その他 <p>一時的な変更行為であって次の要件を満たす場合。ただし、一般廃棄物又は産業廃棄物を堆積する場合は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 変更行為の期間が原則として 2 年以内のものであること ② 変更行為の終了後には植栽され確実に森林に復旧されるものであること。 ③ 区域の面積が 0.2 ヘクタール未満のものであること。 ④ 土砂の流出又は崩壊を防止する措置が講じられるものであること。 ⑤ 切土又は盛土の高さがおおむね 1.5 メートル未満のこと。

(注)

- 1 林道については、車道幅員（路肩を除く。）が 4 メートル以下であって、森林の施業及び管理の用に供するため周囲の森林と一体として管理することが適當と認められる場合には、作業許可の対象とする。

農道、市町村道その他の道路については、森林内に設置され、その規格・構造が林道に類するものであって、森林の施業及び管理に資すると認められるものに限り林道と同様に取り扱うものとする。

なお、森林の施業及び管理の用に供する、又は資するとは、林道等の沿線の森林において、施業の実施予定がある場合や施業を行う対象であることが森林施業に関する各種計画から明らかである場合、山火事防止等森林保全のための巡視や境界管理、森林に関する各種調査等の実施が見込まれる場合とする。

- 2 森林の保安機能の維持及び強化に資する施設とは、その設置目的及び構造からみて保安機能を持つことが明らかであって、周囲の森林と一体となって管理することが保安林の指定の目的の達成に寄与すると認められるものをいい、例えば道路に附帯する保全施設等がこれに該当する。

転用に当たり、転用に係る区域内に設置する当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設については、本体施設と一体となって管理されるべきものであり、作業許可の対象としないものとする。また、転用に係る区域外に設置する施設であっても、洪水調節池等の森林を改変する程度が大きいものについては、作業許可の対象としないものとする。

- 3 土砂捨て、しいたけ原木等の堆積、仮設構造物の設置その他物件の堆積等の一時的な変更行為に係る作業許可は、土壤の性質、林木の生育に及ぼす影響が微小であると認められるものに限って行うものとする。
- 4 切土の高さとして示すおおむね 1. 5 メートルとは、樹木の根系が一般的に分布し、変更行為によっても保安機能の維持に支障を来さない範囲として目安を示したものである。このため、現地の樹種や土壤等の調査等を行い、根系が密に分布する深さを明らかにすることで、その深さを限度として差し支えないものとする。

また、盛土の高さとして示すおおむね 1. 5 メートルとは、切土を流用土として現地処理することを前提に目安を示したものであるが、一般に、切土に比べて盛土の体積は増加することとなるため、一定の厚さで締固めを行うなど適切な施工を行う上で、1. 5 メートルを超えることは差し支えないものとする。

なお、切土又は盛土の高さについて、現場での施工上必要な場合には、1. 5 メートルを 2 割の範囲内で超えることも、「おおむね」の範囲内であるとして差し支えないものとする。

- 5 一時的な変更行為に係る作業許可の期間については、作業許可基準が森林の機能を維持した状態を前提としていることから、伐採後の植栽義務の履行期間と同様に 2 年を原則としている。ただし、事業実施後の遅延に合理的な理由がある場合には、確実な原状回復を前提に、その期間を 5 年まで延長することを可能とする。
- 6 変更行為に係る区域（以下「変更区域」という。）の一箇所の考え方については、変更区域が連続しない場合であっても、相隣する変更区域間の距離が 20 メートル未満に接近している場合は、これらの変更区域は連続しているものとし一箇所として扱うものとする。

別表6（第25条第2項関係）

国等以外の者が実施する事業

1	道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般自動車道又は専用自動車道（同法による一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）による一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）に関する事業
2	運河法（大正2年法律第16号）による運河の用に供する施設に関する事業
3	土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設に関する事業
4	土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）によって行う客土事業又は土地改良事業の施行に伴い設置する用排水機若しくは地下水源の利用に関する設備に関する事業
5	鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるもの用に供する施設に関する事業
6	軌道法（大正10年法律第76号）による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設に関する事業
7	石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）による石油パイプライン事業の用に供する施設に関する事業
8	道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）又は貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設に関する事業
9	自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第3条の許可を受けて経営する自動車ターミナル事業の用に供する施設に関する事業
10	漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）による漁港施設に関する事業
11	航路標識法（昭和24年法律第99号）による航路標識に関する事業又は水路業務法（昭和25年法律第102号）第6条の許可を受けて設置する水路測量標に関する事業
12	航空法（昭和27年法律第231号）による飛行場又は航空保安施設で公共の用に供するものに関する事業
13	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法（平成17年法律第100号）第4条第1項第1号に掲げる業務の用に供する施設に関する事業
14	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設に関する事業
15	放送法（昭和25年法律第132号）による基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が基幹放送の用に供する放送設備に関する事業
16	電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業又は同項第10号に規定する送電事業の用に供する同項第18号に規定する電気工作物に関する事業
17	発電用施設周辺地域整備法（昭和49年法律第78号）第2条に規定する発電

	用施設に関する事業
1 8	ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項に規定するガス工作物に関する事業（同条第5項に規定する一般ガス導管事業の用に供するものに限る。）
1 9	水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業若しくは水道用水供給事業又は工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）による工業用水道事業
2 0	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設に関する事業
2 1	社会福祉法（昭和26年法律第45号）による第一種社会福祉事業、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に規定する認定生活困窮者就労訓練事業、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設若しくは児童家庭支援センターを経営する事業、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する幼保連携型認定こども園を経営する事業又は更生保護事業法（平成7年法律第86号）による継続保護事業の用に供する施設に関する事業
2 2	健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合若しくは全国市町村職員共済組合連合会が設置する病院、療養所、診療所若しくは助産所又は医療法（昭和23年法律第205号）による公的医療機関に関する事業
2 3	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）による火葬場に関する事業
2 4	と畜場法（昭和28年法律第114号）によると畜場又は化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）による化製場若しくは死亡獣畜取扱場に関する事業
2 5	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の5第1項に規定する廃棄物処理センターが設置する同法による一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設その他の廃棄物の処理施設（廃棄物の処分（再生を含む。）に係るものに限る。）に関する事業
2 6	卸売市場法（昭和46年法律第35号）による地方卸売市場に関する事業
2 7	自然公園法（昭和32年法律第161号）による公園事業
2 8	鉱業法（昭和25年法律第289号）第104条の規定により鉱業権者又は租鉱権者が他人の土地を使用することができる事業
2 9	鉱業法第105条の規定により採掘権者が他人の土地を収用することができる事業
3 0	法第50条第1項の規定により他人の土地を使用する権利の設定に関する協議を求めることができる事業
3 1	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の2第3項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第1項に規定する地域脱炭素化促進事業計画に従って行う同法第2条第6項に規定する地域脱炭素化促進事業（同項に規定する地域脱炭素化促進施設であつて風力を電気に変換するものの整備に係る部分に限る。）

別表7（第28条第1項第6号ウ関係）

林地開発許可基準に代わる基準

事業等の目的	事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
別荘地の造成	残置森林率は70パーセント以上とする。	<p>1 原則として周辺部に幅50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>2 1区画の面積は1,000平方メートル以上とする。</p> <p>3 1区画内の建物敷地の面積は200平方メートル以下とし、建物敷その他付帯施設の面積は1区画の面積の20パーセント以下とする。</p> <p>4 建築物の高さは当該森林の期待平均樹高以下とする。</p>
ゴルフ場の造成	森林率は70パーセント以上とする。(残置森林率60パーセント以上)	<p>1 原則として周辺部に幅50メートル以上の残置森林又は造成森林(残置森林は原則として40メートル以上)を配置する。</p> <p>2 ホール間に幅50メートル以上の残置森林又は造成森林(残置森林は40メートル以上)を配置する。</p> <p>3 切土量、盛土量はそれぞれ18ホール当たり150万立方メートル以下とする。</p>
宿泊施設 レジャー施設の設置	残置森林率は70パーセント以上とする。	<p>1 原則として周辺部に幅50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>2 建物敷の面積は事業区域の面積の20パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。</p> <p>3 レジャー施設に係る事業等の1箇所当たりの面積は5ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>
工場、事業場の設置	森林率は35パーセント以上とする。	<p>1 事業区域内の事業等に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。</p> <p>2 事業等に係る1箇所当たりの面積は、20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>

住宅団地の造成	森林率（緑地を含む）は30ペーセント以上とする。	1 事業区域内の事業等に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部に幅50メートル以上の残置森林等を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林又は緑地を配置する。 2 事業等に係る1箇所当たりの面積は20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅50メートル以上の残置森林等を配置する。
土石等の採掘		1 原則として周辺部に幅50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。

(注)

- 1 「残置森林率」とは、残置森林（残置する森林）のうち若齢林（15年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。これは森林を残置することの趣旨からして森林機能が十全に発揮されるにいたらないものを同等に取扱うことが適切でないことによるものである。
- 2 「森林率」とは、事業区域内の森林の面積に対する残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩切土法面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の割合をいう。この場合、森林以外の土地に造林する場合も算定の対象として差し支えないが、土壤条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈していないと見込まれるものは対象としないものとする。
- 3 「事業等の目的」について
 - (1) 「別荘地」とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集団的に設置しようとする土地を指すものとする。
 - (2) 「ゴルフ場」とは、地方税法等によるゴルフ場の定義以外の施設であっても、利用形態等が通常のゴルフ場と認められる場合は、これに含め取扱うものとする。
 - (3) 「宿泊施設」とは、ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設を指すものとする。なお、リゾートマンション、コンドミニアム等所有者等が複数となる建築物等もこれに含め取扱うものとする。
 - (4) 「レジャー施設」とは、総合運動公園、遊園地、動・植物園、サファリパーク、レジャーランド等の体験娯楽施設その他の観光、保養等の用に供する施設を指すものとする。
 - (5) 「工場、事業場」とは、製造、加工処理、流通等産業活動に係る施設を指すものとする。
 - (6) 上記表に掲げる以外の事業等の目的のうち、学校教育施設、病院、廃棄物処理施設等は工場・事業場の基準を、ゴルフ練習場はゴルフ場と一体のものを除き宿泊施設・レジャー施設の基準をそれぞれ適用するものとする。また、企業等の福利厚生施設については、その施設の用途に係る事業等の目的の基準を適用するものとする。

(7) 1事業区域内に異なる事業等の目的に区分される複数の施設が設置される場合には、それぞれの施設ごとに区域区分を行い、それぞれの事業等の目的別の基準を適用するものとする。

この場合、残置森林又は造成森林は区分された区域ごとにそれぞれ配置することが望ましいが、施設の配置計画等からみてやむを得ないと認められる場合には、施設の区域界に50メートルの残置森林又は造成森林を配置するものとする。

4 レジャー施設並びに工場及び事業場の設置については、1箇所当たりの面積がそれぞれ5ヘクタール以下、20ヘクタール以下とされているが、施設の性格上施設の機能を確保することが著しく困難と認められる場合には、その必要の限度においてそれぞれ5ヘクタール、20ヘクタールを超えて設置することもやむを得ないものとする。

5 工場及び事業場の設置並びに住宅団地の造成に係る「1箇所当たりの面積」とは、当該施設又はその集団を設置するための事業等に係る土地の区域面積を指すものとする。

6 住宅団地の造成に係る「緑地」については、土壤条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈していないと見込まれる土地についても対象とすることができ、当面、次に掲げるものを含めることとして差し支えない。

- (1) 公園、緑地又は広場
- (2) 隣棟間緑地、コモン・ガーデン
- (3) 緑地帯、緑道
- (4) 法面緑地
- (5) その他上記に類するもの

別表8（第86条関係）

標準処理期間		
区分	標準処理期間	備考
法第25条の2第2項の規定による保安林の指定で申請に係るもの	申請書を受理してから予定告示を行うまでの期間又は、指定しないことを決定して申請者に通知するまでの期間 90日（「注1」参照）	
法第26条の2第1項及び第2項の規定による保安林の指定の解除で申請に係るもの	申請書を受理してから予定告示を行うまでの期間又は、解除しないことを決定して申請者に通知するまでの期間 90日（「注1、2」参照）	森林審議会に諮問をする場合は諮問してから答申があるまでの期間を含まない
法第33条の2第1項の規定による保安林の指定施業要件の変更で申請に係るもの	申請書を受理してから予定告示を行うまでの期間又は、変更をしないことを決定して申請者に通知するまでの期間 90日（「注1」参照）	
法第34条第1項の規定による伐採の許可申請及び同法第2項の規定による作業許可等の申請に係るもの	申請書を受理してから許可又は不許可の決定を行い申請者に通知するまでの期間 30日	
規則第60条第2項の規定による伐採の届出	届出書を收受してから受理又は不受理の通知をするまでの期間 14日	
規則第68条の規定による択伐又は間伐の届出に係るもの	届出書を收受してから受理又は不受理の通知をするまでの期間 20日	

(注)

- 1 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和53年4月20日法律第26号）第4条に規定する、航空機騒音障害防止地区にかかる保安林については、80日とする。
- 2 森林法第26条の2第4項による大臣協議に係る保安林のうち第2号に該当する場合は標準処理期間を150日とする。